

衝動的行為

衝動的行為

衝動的行為 或人は、他の人よりも頗る迅速に、行動の方針を決するの能力を有す。斯の如きは、便否を迅速に較量することを得るによるか、然らざれば、便否を較量せずしてし行為に急進するによるなり。而して前者は敏捷の人と稱せられ、後者は衝動的の人と稱せらる。衝動なる文字、殊に不可抗的衝動なる文字は、犯罪者の責任に關して使用せらるること多しと雖も、而も精確なる適用を見ざるを例とす。而して文字の齎せる真意義を研究するは、法廷に醫學智識を應用せんとするものに在りては、最も必要のことに屬す。

病的衝動 衝動なる文字を以て、或慾望を満足する爲めの行為を意味するものとせんか、總ての行為は衝動的なり。何となれば總ての行為は何等かの慾望ありて、其満足を企圖するものなればなり。然れども此文字の真意義は之を制限せざる可らず。即ち熟慮せずして企劃したる行為のみに制限せざる可らず。而して猶此意義をして充分ならんめんには、或るものを要す。突然(即

病的衝動

ち不意)と云へること是なり。單に觀念のみならず、實行も亦突然なること是なり。故に衝動的行為とは、突然に想起して、即時に實行したる行為を云ふと云へば、定義としては完全なるものなり。斯の如き行為は、之に伴ふ利害に就て秤量せず、熟慮せず、顧念せざるなり。故に虚偽の姓名を以て毒薬を購はんが爲めに、遠隔なる都會に行き發覺せざる様精密なる注意を爲して、數週間種種なる食物に繰返して其毒薬を施す如き行為は、突然に想起せられ即時に實行せられたるものにあらざるが故に、衝動行為にあらざるなり。法廷問題として衝動行為の顯はるる場合頗る多し。而して常に情狀の資料に供せらる。衝動は當然精神病にあらざればなり。

衝動行為は突然に出でざるべからず。發意も、實行も、共に突然に出でざるべからず。實行は突然に出づるも、發意之に伴はざる場合あり。數時間注視の後、好機に會して發砲する場合の如き是なり。斯の如きは衝動的行為にあらず。

或種の精神病には、衝動的行為の發生すること多きものあり。數分間又は

數時間全然平靜なる患者にして、突然的に跳躍して、非條理なる行爲をなすものあり。例へば傍觀者を襲撃するが如き是なり。或は窓より椅子を投ずるものあり、或は食卓の被覆を破るものあり。皆此部類に屬す。余が『衝動行爲』なる文字を制限して用ゐんとするところの範圍は、凡て此種の行爲に限る。而も此種の行爲を行ふものは、精神病者のみにあらず。高所より飛ぶものあり。進行中の汽車に向て歩むものあり。精神に異狀あるにあらずして、衝動的に直感するものなり。然れども、斯くの如きは未だ以て余の所謂衝動行爲にあらず。何となれば、是等の場合は突然(不意)と云はんよりは、寧ろ迅速と云ふべきものなればなり。是等の場合に於て熟慮的に自殺の意思を決したるものと云ふべからざればなり。法廷問題として、此種の衝動行爲は如何に迎へらるべきか。法廷は責任を免除せず。唯之を酌量するあるのみ。

強迫症

強迫症

強迫症 『衝動』と『衝動作用』とは異れり。『衝動作用』とは、衝動的感象の犯罪

行爲に向ふを云ふ。醫學上にては之を稱して強迫症と云ふ。中世の著述家が悪魔の作用に關して使用せし所より借り來りて、『魔魅』(Obsession)なる語を使用して強迫症とは云ふなり。魔魅なる語は、中古の人が外來の悪魔の包圍攻撃を表明せんが爲に、吾人が『誘惑』(Temptation)なる語を用ふると同様なる意義に於て之を使用せり。俗に『取ツ付ク』又は『魔ガ差ス』と云ふことあり。惡魔が人の決意の保壘に侵入して之を占領し、此地位を使用して人をして意外なる行爲を爲さしむることあり。是魔魅の意義なり。魔魅作用、亦是一種の病理的作用なり。

強迫症の種類

強迫症の種類 強迫症は、其性質上極めて多種なり。害惡の大なるあり。少なるあり。屢人の經驗する所なり。強迫症は『頭ノ監禁』にして、招かざるに心中を襲ふて去來往復し、害の少なるものは思はざるに其聲を高ふし、害の大なるものは思はざるに其行を危くす。害の小なるものは、誹謗の言、淫猥の語を發するに止まれども、強力なる防禦をなすの力なきが故に、最も不似合なる場所例へば教會、公會堂、晚餐會等の席上に於て聲を高ふして、談笑し

羞辱の念を感せず。害の大なるものに至ては、徃往にして犯罪行爲を爲す。妻を見る毎に其髪を斷らんとする夫あり、兒を見る毎に其頭を打たんとする母あり。是れ皆魔魅に襲はれたるものなり。取つ付かれたるなり。魔に差されたるなり。其甚きに至りては恐怖と疑惑との間に全く心の清明を失ひ、自ら進んで救護所に拘留せられんことを求むるものさへあり。是等の人の爲したる行爲は意思せられたるにあらざれば、所謂『自意的行爲』に^{インテンショナル}ならず。意思を以て行はるるに^{インテンショナル}ならず。欲望に服従して行はるるに^{インテンショナル}ならず。動機ありて行はるるに^{インテンショナル}ならず。法律は責任を免除せざるべからず。

欲望の錯亂 意思の錯亂を審査すれば、吾人は欲望の異常に逢着す。蓋此兩心域は密接に關聯せるものなればなり。然れども意思の錯亂は之を識別すること甚だ困難なりとす。而して欲望の錯亂を見る場合に於て、更に其甚きを知る。其然る所以のものは、心域即ち能力が、各自の自我其ものと合同の度を増加するに由る。感覺は殆ど自我の一味をなさず。心理學に於て得るところなき人は、感覺の自我に屬することすら之を知らず。心理學者と雖も感覺

及感覺異常の研究は之を生理學者に委ね、唯感覺は自我即ち心の主觀的方面より遠く離れたるものなりとの見解に満足せるに過ぎず。斯の如きは、心理學の知識なきものにありては當然にして、空の青色、木の綠色、風の音響が皆其空や、木や、風に存して、彼等自身の心に存せざることを假定せり。彼等は薔薇の香が其花に存し、食物の味が其食料に存することすら確信すること能はざるなり。而して針の刺痛が針其ものに存せざることは、之を疑はずと雖も、其最後の場合に於てすら、彼等は其足の刺痛は足に在りと確信し、而して其痛感—他の各種の感覺も同様—が唯當人の心に於ける一變動に外ならざること認むる能はざるなり。

強迫症と意思 強迫症に襲はれたるものは、斷崖絶壁の上より自己を海中に投ず。又可憐なる少女の咽喉を切斷す。彼は固より自己又は兒女を殺さんとする欲望を有するに^{インテンショナル}ならず。然れども彼は其行爲をなさんことを意思したるや疑なし。彼は其行爲をなさんとする欲望には勝つこと能はざるも、其行爲の自然且當然の結果に對しては何等の欲望をも有せざりしなり。吾人若し自

意的行為に立てる意識的心狀を遡りて攻究せんか、其行為の背後に於ける心狀として決意あり、意思あり、慾望あり、選擇あり、遂に動機に觸れて行為の發源たる原始的慾望即ち本能を成立す。而して其罅隙は決意と意思との間に存せり。彼は殆ど抵抗すべからざる急迫を以て其行為をなさんと欲すれども、而も彼は其行為の結果を慾望せるにあらず。嫌疑、疑惑、恐怖の敵に驅られて、自意的、有意的の城廓より逐はれたるなり。即ち自我を空ふせるなり。自我としては行為に何等の慾望を有せざりしなり。故に其行為多くは責任なし。假に之れありとするも、其情狀は大に斟酌せざるべからず。彼等の行為には貪慾もなければ、肉慾もなし。恩讐の念もなければ、利害の念もなし。縦令行為を意思したりとするも、結果を慾望せざりしなり。強迫症の性は極めて解し難し。唯其一端を示せるのみ。

臨場苦悶
症及畏閉
恐怖症

臨場苦悶症及畏閉恐怖症

臨場苦悶症 不合理、妄誕、而も抵抗すべからざる幻影に攻圍せらるる人に

して、他の點に於ては心狀行狀共に靜平健全なるものあり。是等の人は大なる室に在るときは恐怖し、小なる室に居るときは平安なるものなり。又出でて市街を散歩すれば壓迫を感じ、入つて自家起居するときは、靜穩なるものなり。恐怖の襲ふ所となれば、其大なる室は狂風怒濤の大海となり、此所に入らば立ちどころに死すべきものなりと感じ、其手と足とは震ふなり。之を臨場苦悶症 (Agoraphobia) と云ふ。反之畏閉恐怖症 (Claustrophobia) と稱する疾病あり。其恐怖は廣き場所にあらずして、密閉せられたる場所に於て起る其人の密閉所に在るや、恐怖に襲はれて抵抗すること能はざるなり。窓を開かんとするも開かれず。扉を開放せんとするも開放せられざるの思をなす。強制的に密閉所に拘束せられしものとして自ら苦しむなり。然れども窓にして開かれ、扉にして開放せらるれば、直に平靜に歸するなり。余曾て是等の人の爲に深夜眠りを破られ、窓、扉の開放を求められたることあり。而して強迫症にありては、其罅隙は意思と間接動機との間に存す。而して意思は病的なれども、意思に先てる總ては尋常なり。然るに臨場苦悶症と畏閉恐怖症

とにありては、意思も、間接動機も、共に病的なり。其究極の動機——自己保存の欲望——は尋常なれども、此尋常の欲望と之を實行する手段の欲望との間に彼の罅隙は生起するなり。患者は我生命を保持せんことを欲望す。而して其欲望は尋常なり。然れども此欲望は聽て公開所を通過せざらんとし、又は窓扉を開放せんとする附隨的欲望を興起せしめ、而して其欲望は、假令充されたりとするも、更に根本的なる欲望、其奪はれんとする生命を保存するの欲望を充たさんとするには、何等の利益もなき程に病的のものとなり了するなり。

生殖慾的行爲

生殖慾上の錯亂 自我其ものの錯亂中、最も頻繁に法廷に現はるる所のものは、生殖慾望に關連せる錯亂なり。是れ蓋總ゆる欲望中最も原始的なるものにして、他の總ての欲望は皆是より分派せらるるものなればなり。生殖の職分は極て原始的に有機體に存す。人類欲望多し。個生保存の欲望、團體保存

生殖慾的
行爲

の欲望、財産蓄積の欲望は欲望中の重なるものなり。然れども生殖の欲望は其總ての根本となりて錯亂を來す。而して此錯亂行爲は其本質として常に人を裸體にす。是れ最後に到達せる所のものを最初に驅逐し、原始的なりしものを最後まで残すものなり。是故に精神病の剝衣行爲にありては、吾人が道義上に至高なりと見做す所の最後の欲望は、第一に驅逐せられ、而して一層根本的なる欲望を實現するが爲に其餘地を存す。是れ實に其度に於て過激なる、其性質に於て不規律なる、性慾的傾向が、狂亂發現の最も頻繁なるものの中に數へらるる所以なり。

自己生存の欲望が、時としては、臨場苦悶症及畏閉怖恐症と同く、欲望せる目的に合はざる所の有意的行爲となりて、現はさることある如く、生殖の欲望も亦實際外見上に欲望せる目的を助成せざる所の有意的行爲となりて現はることあり。即ち異性に愛を求めて痴戲し、而して其關係を結ばんとする男性の自然的欲望變化して、同性に對する欲望となることあり。尋常なる自然的欲望自動する時期に於て、此惡變せる欲望を發現し、全生涯に亘り

て之を持続するもの尠からず。行爲者の責任を免れしむべき法律的理由存せずと雖も、余は攻究の餘地あるを信ず。

老人の色
情再燃

老人の色情再燃 第二種類に屬する性慾的惡變者は、種種なる地位に立てり人生七十を過ぐれば、性慾の念自ら消耗せざるべからず。四十五十の子を有し、二十三十の孫を有す。然れども再び性慾の復活を覺へ、制せんと欲して制する能はず、情炎燃るが如く、其熱度愈強烈なるものあり。蠟燭が最後の閃光を發して輝く如く、青年時代の性慾的傾向は滿身に充溢して發動し來る而も異性の引力に向はすして、春機發動期に達せざる少女又は同性の人に依りて其慾求を充たさんとす。斯の如き不自然なる方向を採る所の慾求は、疾病の結果たること論を待たず。行爲者の責任にして這種の事實に對し、法に觸れたるときは、之を如何にすべきか。程度の輕重により、或は心神喪失たるべく、或は心神耗弱たるべし。

慾望と責任

慾望と責任 慾望は初發の心階に起り、行爲者に責任を負はしむべき心的作用は其反對の末端に存す。故に心的作用は、其心階に遡るに從て行爲者の自我と益同體を成すものなり。されば最も初階の錯亂は、自我と同體を成すことと密邇にして、意思を以て制御すること能はず。蓋時間上決意作用に先行すればなり。決意は、選擇を有效ならしむる所の行爲なり。即ち自我を以て精力を傾注する所の行爲なり。選擇は以て慾望を満足すべき方式を決す。慾望は選擇に先行し、選擇は決意に先行す。故に此説明に於ては慾望には責任を存せず。而して意思は如何なる點に於ても慾望の形成に關與せずして、單に之を實現するの手段に關與す。然れども是れ未だ完全なる説明にあらず。意思は事實に於て意思の表現たる所の選擇に關與し、選擇は二種の相反する慾望中其何れを勝たしむべきかを決定す。是故に病的慾望を感ずる人は之に對して責任を負はざるべからずと主張する能はざると同時に、慾望に道を與へ、慾望を満足せしむべき手段たる行爲に對して責任を負ふべきものにあらざると主張する能はず。

尋常的慾望と病的慾望 高等動物の自然的體質、殊に人にありては、尋常の慾望は反對の方面に迸發することあり。極めて怯懦柔弱なる動物にありてすら赤子保護の慾望は自己保存の慾望と闘つて、而して之に勝つこと多し。社會的動物にありては、團體の幸福に對する慾望、例へば愛國心の如きに至ては自己保存の慾望と闘ふて而して常に之に勝てり。個人は其團體又は其國家の爲めに生命を犠牲とすることを覺悟せり。私慾と同情とは反對なる方向に迸發して常に相争ふものにして、或時は甲、勝利し、或時は乙、勝利す。若し病的と見做されざる非社會的又は不和合的慾望——性慾的嫉妬、或は他人の幸福を願ずして、財産を蓄積する慾望の如き——が社會的、同情的慾望に勝利して、暴行又は竊盜の行爲に出づる程に強烈ならんか、斯の如き行爲は、當然罰せらるべきものにして、刑法の支配に屬せざるべからず。故に病的慾望にして同様に禁制せられし行爲を迸發せんか、同一の法則を適用せられざるべからず。

尋常の慾望と病的の慾望とは、共に道德的制限的慾望の犯罪行爲を迸發す

と雖も、而も兩者が全然同一位地に在るにあらざることとは之を論證し得べし普通の犯罪者は法律を侵害す。是れ其犯罪的行爲によりて満足せんとする慾望が通常人に於けるよりも強烈なるが故に然るにあらざして、斯の如き行爲を爲さんとする慾望の強烈なるが故に然るなり。されば、性慾的惡變者又は竊盜狂者の犯罪が、道德的節制力の薄弱なるに起らずして、狂的慾望の不可抗力なるに起る場合多き所以なり。而して其行爲者の責任に關し、吾人の見解に影響すべきこと決して鮮しとせず。

慾望的心理の研究として、病的慾望の逼迫より來れる行爲に負はしむべき責任に關しては、未だ正確なる結果を得ざるものの如し。唯病的慾望其ものには、如何なる責任をも負はしむべからざること。又責任ありとすれば、選擇の意思行爲等の慾望に次げる心階に於て起るところの慾望の場合に限ること。は之を肯定し得べきが如し。而して若し意思理解力に何等の錯亂をも生ぜざらんか、法律は責任を免除せず。

選擇作用
と責任

選擇作用と責任

選擇作用と責任 慾望に次ぎて、自意的行爲に向ふ所の心の階段は、即ち選擇なり。凡そ法律は行爲として表現せざる以上は責任を課すること無しと雖も、道德は然らず。法律は或慾望を満足せんが爲めに特殊なる行爲を爲し、又其意思を構成したるときは決して責任を免除することなし。若夫責任は決意に限らるるものなり、故に如何なる行爲と雖も、意思せられざる所のものは罪せらるべきにあらず。而して其責任は意思の行爲に透徹したる程度に伴ふ。故に曰く、程度の輕重は責任の輕重なり。豫謀あらば重かるべく、衝動的ならば輕かるべし。豫謀が深ければ深き丈、行爲は熟慮せられ、行爲の熟慮せらるること多ければ多き丈、心的作爲の擴充せらるる時間長かるべし、從て意思の關涉を容るべき機會益多きのみならず、意思は繼續的に選擇作用の上に動き、又動かざるべからざるの機會に逢着せずんばあらず。

熟慮的行爲と衝動的行爲

熟慮的
的行爲

熟慮的・行爲と衝動的・行爲 人あり廣き街路を通過せんとして、先づ恐怖の感情に制せられ、街頭の樹木に緊着したる場合には、普通人は見て之に驚かん或は堪へ難き感に打たれん、而も之を非難すること能はざるべし。假りに樹木に緊着するの行爲法律の禁する所たりとするも、行爲者の心狀を洞察し、其緊着の突如たる無豫謀の行爲なりしことを會得するに於ては、法廷は之を有罪とするに躊躇するなるべし。然れども人あり閉鎖の場所に在るを恐怖して、早朝床を出でて衣を纏ひ、室の扉を開き、階段を降りて、他人の室に入り、扉を叩き、睡眠を覺まし、前方の扉を開かざるべからざることを要求したりとせんか、其責任全く前例と異れり。此連續せる熟慮的行爲は前例に於ける樹木に緊着せる衝動的行爲に比すれば、重き責任を負はざるべからず。樹木に緊着する行爲は、單純なる反射運動に過ぎず。然れども本例に在りては熟慮的なる連續行爲にして、意思の干涉は各心階に要求せらるるを見る。彼は先づ最初に扉を開かんことを決せざるべからず。次に我目的を達する爲めに數歩を歩まんことを決せざるべからず、彼は更に我目的を實現すべき行

爲を意思せざるべからず。各心階に於て、其衝動を體現し指導するの機會あり。之を秤量し、考究し、制禦するの機會あり。而して各心階に於ける意思の作爲は其活動を次の心階に進むるに必要なり。是れ豫謀的行爲、殊に熟慮的行爲に對して、衝動的行爲に對するよりも重大なる責任を負はしめざるべからざる所以なり。

病的慾望
行爲と熱慮的

病的慾望と熱慮的行爲 一面に於て、理解力損壞せざる場合には、意志の干渉を證明し得ると同時に、其責任を課せざるべからず。而して他方に於て、疾病の結果たる行爲に對して充分なる責任を課するときは、吾人の正義の觀念に多少の痛感を覺へずんばならず。臨場苦悶症と畏閉恐怖症とは、最も甚だ明白なる病的慾望にして、人若し前者の影響によりて、廣大なる街路を通過せざれば充たすこと能はざる義務を懈怠したりとせんか。或は後者の影響によりて、窓を破壊したりとせんか。其行動に對して宥恕を與ふべきは當然なり。而して同一法則は之を性慾的惡變者にも適用し得べし。然れども此場合において、吾人は行爲に表明せられしところの豫謀と熱慮との程度に従

て尺度せざるべからず。而も行爲にして豫謀せられ、熱慮せらるる場合と雖も、吾人は之に對して普通人の行爲に課するが如き充分なる責任を以てすること能はず。

要之、以上論述したる所を約言すれば、責任は不法なる行爲に課せらる。不法なる行爲とは他人に害を加へて我満足を得んとする自意的行爲なり。而して意思が行爲に干渉すること益密接的に、且益熱慮的に多大なるに従て、責任は愈明白となるなり。

犯罪的精神病者の處分法

犯罪的精神病者の處分は、之を如何にすべきか。

我刑法は第三十九條を以て『心神喪失者ノ行爲ハ之ヲ罰セス』と規定し、又『心神耗弱者ノ行爲ハ其刑ヲ減輕ス』と規定せり。然れども、『喪失』と、『耗弱』とは、學理上より云へば、決して明確なる區別にあらず。況や、心身の病的紛亂は、性質上截然たる分界を付せらるべきものにあらざるに於てをや。『耗弱』

犯罪的精神病者の
處分法

中にも、意思の干渉程度は、各人毎に、各事實毎に、相異なるものなれば、余は今刑法の規定を離れて、犯罪的精神病者の處分法を提供せんとす。而して法廷は、此心を以て心となし、人と事實とに益まんことを要求す。

第一 精神錯亂又は白痴にして、深侵透徹せし者の犯罪に付ては、之を罰せず

第二 精神病者にして、行動の大部分に於て、確心を有するもの尠からず。故に其部分的行動の犯罪に付ては、之を罰すべし。然れども、情狀としては普通人と區別せざるべからず。

第三 然れども、其行動の亂心的區域と確心的區域との限界は、正當に決定すること能はざるものなれば、如何なる精神病者にても、確心を有する一般人と同一の刑罰に處するは其當を得ず。

第四 前項の原則は、之を通俗の意味に於ける精神病者に適用す。故に鑑定上、被告にして其行爲の性質を知らず、又其行爲の不法性たることを知らざるときは、程度を斟酌し、或は刑を全免し、

或は刑を減輕すべし。而して其『知識』は程度を斟酌する標準たるべし。行爲の不法性たることは之を知るも、其行爲の如何に悪むべきかを知らざる場合の如き其一例なり。

第五 『無知』の鑑定證據は、悖徳狂及道德無能力者の場合に在りては、未だ充分ならず。悖徳狂者が病的慾望を満足せんが爲めに行ひたる犯罪に付ては、當然刑を免すべきものにあらず。然れども普通人と同視して之を罰するは酷なり。法官は情狀に鑑みて責任の寛和に顧念せざるべからず。悖徳狂者の如きは、其心狀を一種の病的心狀と看做すも妨なし。

第六 『無知』の證據は、道德無能力者の爲したる犯罪に付ては、刑を全免するに充分なる理由とならず。然れども、病的性質明白にして、刑罰に何等威嚇の結果なきものを罰するは、正義の觀念に背反す。故に道德無能力者の心狀は、之を病的心狀と看做し、待つに寛大を以てすべきこと前項に同し。要之、無能力者を救ふの

根本義を忘れざるにあり。(大正三年十月三十日)

凡匿名又は偽名の文書を作り、官府に投入或は路傍に張り、人の罪惡を願し告るものは、笞一百。死罪に係らば、刎首。告らるる人は、實を指す事有ると雖も論せず。文書は焼燬す。若官司違ふて受理するものは、笞五十除役。(假刑律五、訴訟の部匿名書を作る人を毀の條)

凡官吏、事權手に有るを以て、故に、罪有るものをして、全く罪より出し、罪無ものをして、全罪に入る、皆出入せしむる處の罪を論判。若其罪輕かるべきを以て、故に、増て重罪と爲し、重きものは、故に減じて輕罪となすものは、其増減する處を以罪之。(輕重罪増減律に科法明條有るといへ共、豫拘泥せず、事に臨參考論判を要す)若増て死に至らしむる者は、坐するに死を以てず。其未決せざるものは、各一等を減す。失して人を罪に出入増減するものは、其情唯不念に基く、其事理輕重を量て、減等寬恕、其宜を得るを要す。律に明條あり、豫拘泥せず、事に臨、參考酌論すべし。(假刑律七、斷獄の部官吏故に人を罪に出入いたすの條)

貧と犯罪

竊盜罪の統計——竊盜罪の原因——進歩と貧——老人と少年——職業の缺乏——貧は脅迫なり

竊盜罪の統計

竊盜罪の統計

『貧の盜』と云へる諺あり。古の聖人は『小人窮スレバ斯ニ濫ス』と云ひき。人の性は善なり。誰か好んで罪を犯すものあらんや。境遇誠に已むを得ざればなり。世に憐むべきは貧者の犯罪にあらずや。而して貧者の犯罪は多くは竊盜なり。之を統計に徴するに、竊盜の件數は明治四十一年十月より同四十二年九月に至るの間、十八萬五千五百二十九件あり。明治四十二年十月より同四十三年九月に至るの間、十六萬四千四百八十二件あり。其檢舉せらるるもの常に五萬、六萬の間を上下す。起訴せらるるものに至ては、纔に二萬内外

に過ぎずと雖も、而も犯罪の總統計より見て、其大部分の竊盜にあるは疑無し。

竊盜罪の
原因

竊盜罪の原因

竊盜罪の原因種種ありと雖も、多くは貧困に出づ。貧困は實に犯罪を組成する重要な社會的原因の一なりと云ふべし。歐米にありても、統計は明に貧困と犯罪との關係を立證せり。貧者に職業を與へて生活力を授くるは豈急務中の急務にあらずや。無情なる人は不運なる罪囚を憐れむことを爲さず、犯罪の由て生ずる原因を講究することを爲さずして、單に法を以て彼に臨み刑を以て彼を苦めんとす。吾れ其の何の意たるかを解するに苦む。七十之者帛を衣、肉を食ひ、黎民飢へず、寒へず、誰か好んで盜を爲すものあらんや國家は當然の義務として彼等が罪に陥らざる前に於て、之を救ふの道を講せざるべからず。庖に肥肉あり、厩に肥馬あり、民に飢色あり、野に餓孍あり是獸を率ゐて人を食はすなり。刑政の局に當る者、察せざるべけんや。

富は罪を生むの母なり

進歩と貧

貧は罪を生むの母なり。世の進歩と共に富者益富み、貧者愈貧し。ヘンリイ、ジョウジが、『進歩と貧困』てふ一書を公にし、世界の進歩と共に一般平民の貧困を助長すること多大なるを説くや、歐米の天地は之が爲めに震盪したり三十年前の名著『進歩と貧困』の所説は、前段に示せる如く我國の統計に見るも其眞理なることを證明して餘あり。之を歐米の實例に徴するも、富の發達したる時代に於て竊盜罪を増加する傾向あるは事實なり。是れ果して何の爲めなるか。十五世紀の交、東印度航路は發見せられ、アメリカ大陸は發見せられたり。歐洲諸國の社會制度、特に經濟組織は俄然として一變したり。海運の發達と共に、新なる大都市は鬱然として諸國の海邊に勃興し、地方土着の産業は漸くにして衰微し、大都市集中の商業は愈隆盛となれり。農的共同生活に成れる村落は化して商工的個人生活を營むの市街となれり。於是資本家制度は勃興し、都市を基礎とせる封建制度は破壊せられたり。文明五百

年の歴史、一言にして之を蔽へば曰く、物質力の勝利即ち是なり。蒸氣汽鐘の發明、汽車汽船の發達、電氣力の應用は近世の社會に一大革命を齎せり。而して此革命は之を一面より見れば、即ち資本の勝利なりと云ふを得べし。資本の勝利は物慾の跳梁となり、人情の屈服となる。茲に於て富者益富み、貧者愈貧し。進歩と貧困が文明世界を震盪せし所以亦知るべからずや。貧困と犯罪とが殊に著しき因縁關係を生ずるに至れる所以も亦知るべからずや。我國は西歐五百年の歴史を實踐するに於て、未だ五十年に滿たず。而して貧困と犯罪との關係に於て、歐洲の如く未だ甚しき産業の革命を受けざるに拘らず、而も統計は竊盜犯の數に於て、優に歐洲の壘を摩せんとす。豈に懼るべきにあらずや。

十八世紀の末葉に於て、アダム・スミスは『富國論』を著して、機械力の偉大なるに驚異の眼を開きしが、其益發達するや、人間は機械力を使役せずして反て之れに使役せらるるに至れり。人口は益増加して、人價は益下落せり。一人の労働者は機關輪の一齒片だにも價せざるに至れり。機關輪の一齒片尙忍ぶべし。人多くして業少く、世路徒らに艱難にして職業愈得易からず。貧の盜、生ぜざらんとするも豈得べけんや。健全なる能力を有する者にして、猶且然り。況や老人に於てをや、況や少年に於てをや。

老人と少年

老人と少年

人生の労働を爲し得べき期間は略一定せり。老衰の時期に至れば、體疲れ氣餒ゆ。漸くにして労働的能力を失ふ。雇主は解雇して、換ふるに壯年血氣の者を以てす。妻逝きて黄泉の客となり、子女の以て養ふものなく、衣るに服なく、寝ぬるに家なし。境遇は彼を驅つて盜とならざるを得ず。父を失ひ母を失へる少年、又豈老人と何の異なるあらんや。家庭に父母に育てられず、食を路傍に乞ふて橋下に眠る。習、性となりて労働を忌み、職業に従ふを厭ふ。労働の普通なる生活を營まんよりは、寧ろ簡易なる乞食の生活を爲すに若かずとなす。工場に入りて定まりたる職業に従はんよりは、寧ろ獄に入りて衣食の安心を得るに若かずとなす。而して乞食の惡性一たび感染すれば、

盗を爲すの悪事にあらざることを自覺して疑はざるに至る。豈寒心すべきにあらずや。憂ふべきは腕力の缺乏にあらずして意思の缺乏なり。

職業の缺乏

職業の缺乏

果せる哉、機械力の應用に對し、産業革命の最も早かりし英國にては、労働者の反抗運動は實に激烈を極めたりき。而も佛國の政治的革命に先ちて、英國は早く業に産業的革命を遂行したりき。斯の如くにして資本財産を呪ふの聲は、歐米の天地を震撼しぬ。クルウドンは叫びて曰く、『財産は盜品なり』と。文豪キクトル、ユーゴーは其著哀史に於て、『社會の罪』てふ思想を如何に深刻に、如何に強烈に鼓吹せしか。而して職業の缺乏が犯罪の原因たることを論じ、機械力の發明が職業の缺乏を來せし所以を論じたる學者の意見は頗る多し。マーシヤアは曰く、『往時困難ナル事業ト信ゼラレシモノモ今ハ極メテ容易ナル事業トナレリ、是實ニ機械力ノ賜ナリ。而シテ機械力ノ發明以來社會ヲ利スルコト鮮少ニアラズ。然レドモ労働者ノ身上ヨリ考レバ却テ反對ノ

結果ヲ呈シ、元氣旺盛ナル男子ニアラザレバ爲シ能ハザリシコトモ、纖弱ナル少女ヲシテ爲サシメ得ルニ至レリ。數年ヲ要スルニアラザレバ學ブコト能ハザリシコトモ、數週ニシテ習熟スルヲ得ルニ至レリ。一ノ機械ハ百ノ人力ニ代用スルコトヲ得ルニ至レリ。於茲労働ヲ要スルコト少クシテ、賃銀ヲ得ルコト頗ル難シ。斯クテ社會全體ニ對シテ利益ナル機械ハ、一個人ヲシテ飢渴セシムルノ具トナレリ。是ヲ以テ弾力性ヲ失ヒタル老人ノ如キハ此時運ニ際會シテ策ノ出ヅル所ヲ知ラズ。食ヲ路傍ニ乞ハザルベカラズ、物ヲ人家ニ盜マザルベカラズ』と。言、矯激に失せりと雖も、味ふべきにあらずや。

『進歩と貧困』と云ひ、『社會の罪』と云ひ、『財産は盜品なり』と云ふ。而して『貧困と犯罪』と叫ぶ。此等文字の間、自ら一道の脈絡存せり。哀史の主人公、チャン、バルジンは能く此間の消息を説明したり。神の子チャンは、貧困の威嚇に盜賊となれり。兇惡なる囚徒チャンは、ミリエル僧正の大慈悲に浴して聖者となれり。警察は神の子を捕へて獄に投じたり。監獄は聖者を鐵鎖の下に虐使したり。今日の多くの犯罪者中、チャン、バルジンたらざるものそ

れ幾何ぞ。豈嘗に機械力の應用とのみ云はんや。經濟學者は『物價騰貴スルトキハ竊盜罪流行ス、物價下落スルトキハ詐欺罪流行ス』と云へり。能く貧困と犯罪との關係を示せるものと云ふべし。物價騰貴して貧困の脅迫を受けるものは、常に無智なる労働者にあらずや。智慮を要せざる竊盜罪の流行するは實に之れが爲めなり。物價暴落して貧困の脅迫に遭遇するものは労働者にあらずして、比較的狡猾なる商人にあらずや。而して此時機に流行する犯罪が詐欺罪なりと云ふを聞かば、吾人は直に狡猾が人を驅つて、罪を犯さしめたることに想到せざるを得じ。

貧は脅迫なり

貧は脅迫なり

孟子曰く、富歲子弟多賴、凶歲子弟多暴と。貧困は一種の脅迫なり。故に凶歲は子弟を驅て暴せしむるなり。而して職業の缺乏は即ち彼等に對しては一の凶歲なり。余は『責任の條件』に於て、挑撥が犯罪の責任を阻却する所以を論述したり。而して余は貧困の脅迫も亦之を一種の挑撥と見んと欲す。脅

迫的妄想に驅られて、他人を侵害したる場合に於て、犯罪の責任なしとせば或程度に達せる貧困の脅迫に對し、責任を輕減し、責任を免除するものとなすは必ずしも不可なかるべきか。現に貧困、戀愛等の脅迫力が動機となりて罪を侵したる場合に於て、輕減の規定を設けたる立法例あり。本論の目的は不幸なる罪人を憐まんことを司法官、司獄官に望むにあり。余は曾て『生活難と犯罪』と題して、卑見を述べたり。收めて刑法俗論に在り。今掲げて瀏覽に供す。(大正三年十月二十日)

生活難と犯罪

人口増加と犯罪

人口の増加と犯罪の増加とは經世家の最も注意すべき大切なる問題である。然れども眞の研究は統計を基礎とせればならぬ、而して我輩は平生統計的に之を調査したることなきが故に精確なる實際問題としては意見を述ぶる資格はない。

人口並に増加すれば犯罪並に増加するは自然の順序である、職業は人間生活の基本であるけれども、人口増加の割合に應じて職業は殖えて行く者で無い、生活に必須なる職業は之を得んと欲して得る能はず、生活難は遂に犯罪と

なるの已むを得ざるに至る。而も犯罪は、國家に害毒を流す計りでなく、之が爲めに多額の経費を要し、財政上容易ならざる影響を及ぼすものであつて、殖えるに任せて置く譯には行かぬ。而して人口増加の比例以上に犯罪増加の傾向を呈するに至りては更に恐るべき問題である。況や犯罪の増加は、近時に於て非常なる速力を以て進み、其増殖力の迅速なること、人口の繁殖力よりも甚しきものがある。未耜を執つて農業に従事する者も其耕作の地盤は人口の増加と共に擴大せらるべきものでない、耕すに田畠なく、耘ざるに原野なし。飢えて道途に仆れんか、罪を犯して生命を保たんか、斯る場合に於て罪惡を働くは人として免るべからざることである。職業の缺乏は直接間接に犯罪を誘致する社會的原因の重なるものなりとは、夙に泰西學者の唱道する所であつて、犯罪の總數中、職業の缺乏は實に其百分の二十を占領せりと云つて居る。犯罪の原因は千差萬別である、而も職業の缺乏は其重なる原因に相違ない。職業の缺乏は直に生活難となる、生活難は人を餓死せしむるにあらざれば犯罪を産出するものである。

恐るべき貧民の犯罪

獨り農業ばかりではない、商工業に於けるも同様であつて、其範圍は國の富とこそ比例すれ、人口の増加に連れて發達すべき譯のものでない。人多くして業少く、生活難と戦うて敗れたる弱卒は皆犯罪軍に降服するのである、加之、世の進歩と共に富める者愈富み、貧しき者益

貧しきは生存競争自然の勢で、如何ともすることは出来ぬ、商工業の發展は却つて此勢を馴致するものであつて、貧民は斯る時代に一層多くなる。而して世に貧民の犯罪程恐るべきものはない、彼等は衣食を得ざるが故に、盜を爲すのである、捕へて獄に投ずれば衣食並び糲る。彼等は是に依つて衣食の上の安心の道を得られるのである、眼中正義なく道徳なきの徒は刑せられて苦痛を感じず、罰せられて耻辱と思はず、牢獄に出入するを以て敢て不名譽と心得ず、縲衣に彼等に取りては錦衣であつて、鐵窓は彼等に取りては安樂國である。如此にして犯罪は屢々繰返さるのである。世に恐るしき慣行犯は實に彼等の製造する所である。罪は彼等に家を與へ、衣服を與へ、食物を與ふ。罪を犯さずんば、家もなく、衣服もなく、食物も得られぬのである、犯罪を以て職業と爲すに至るは、貧にして職業を失へるものには眞に止むを得ざる次第である。

犯罪集團

失業者の増加は貧窮者の増加となり、貧窮者の増加は慣行犯の蔓延となり、慣行犯は一の犯罪集團を形造る。而して集團中の最惡分子は自ら犯罪王となつて、犯罪國民を統御して白晝公然惡を働くのである、家なきの孤兒は走つて集團に食を求むべく、職業の缺乏したる老衰者は入て集團に救を求むべく、勞銀を得難き性來の怠惰者浮浪者は競うて集團に投じ、犯罪と稱する職業に従ふ。正義の心なく羞辱の念なき者、焉んぞ法と罪とを恐れ

んやである。事此に至る、彼等を教化して良民たらしめんとするも不可能である。生を終るまで、改過遷善の光明の下に彼等を救はんとするも無益である。貧窮なる第一關門を過ぐれば、總て犯罪なる第二關門に入るのである。如此にして罪と共に命を終るのである。日夕罪惡の室内に起臥して、悖德の空気を呼吸して居るのであるから決して怪しむに足らぬ。如何にして之が救濟の道を講じ得らるべきやは行刑實際家は勿論、經世家の考慮すべき重大問題である。

紳士の犯罪と貧民の犯罪

飢渴災厄より犯罪の生ずる如く、飽食暖衣よりも亦犯罪を生ずるものである。富裕安樂にして屢々罪を犯すものあるは、畢竟文明の進歩に伴うて人情輕薄に流れ、華美贅澤の風を助長し、不正の慾望を食はらんとするからである。彼等は犯罪を以て財産を作るの手段なるが如くに心得て居る。甚しきは罪なる危険を犯すにあらざれば、財産上の利益は得られざるもの如くに考へて居る。刑罰の苦痛を以て不正の利慾を買はんとして居る。恥も外聞も利益の前には無用である、而して之も亦人口増加の結果であつて、人多ければ獨り事業を専らにする能はず、隨つて利益を壟斷すること能はず、而も正當の仕事に依つて得たる利益は、不正の行爲を致して、犯罪なる職業に依つて得たる利益と比較すべくもあらぬからである。紳士紳商の犯罪が歳と共に殖えて行く有様を見たならば、誰れが寒心せざらん

やだ、而して幸福少く愉快薄き貧民の犯人に比すれば、此種の犯人の憎むべきは言ふまでもない、商法改正案の嚴罰主義は時世の要求として當然である。但し此問題は序に述べて置くのである。

救濟の方法

刑法の目的は犯罪を防遏し、罪惡を絶滅するに在つて存する。而して人口の増加は斯くの如くに犯罪の増加を來すのである。我我は如何にして之を救ふべきかを考究せねばならぬ、明治四十一年末に於ける人口は總計五千四百四十五萬八千人にして之を明治三十六年末に於ける四千八百五十四萬二千人に比すれば、實に二百九十一萬五千人の増加にして、更に之を其年數に細分すれば、毎年平均五十八萬三千人を増加したる割合に當る。而して今之を我國の總面積十四萬七千方哩で除すれば一方哩平均三百四十二人に當るのである、生活難の襲ひ來ること、貧民階級の殖えて來るのは寧ろ怪しむに足らぬ、我輩は差當りての考案なしと雖も、先づ第一に法律を以て失業者の保護に關する道を立てねばならぬと思ふ、失業保護の道に就ては、各國大率法令上の規定あるに拘らず、我國に於て之が法制の備はらざるは甚しき不面目と考へる、是は他日論することとする。第二には前科者に職業を授くるの方法を講ぜねばならぬ。是も他日に譲りて今は云はぬ。又第三には各種の社會政策により防貧救貧並に作業教育の門を開かねばならぬ。犯罪を發生する幾多の原因中、職業の缺乏は最も有力なる原因の一なることは、何

人も認むる所である。而して人口の増加が勞務の範圍を狭くする所以に、既に述べたる通りである。住むに家なきの人、求めて職を得ざるの人、失望落膽の極は腕力の缺乏となり、意思の缺乏となり、終に罪を求むるに至るのである。孔子曰、古之知法者、能省刑本也。今之知法者、不失有罪末矣。又曰、今之聽獄者、求所以殺之。古之聽訟者求所以生之。と。誠に其通りであつて、之を殺す所以を求めずして、之を生かす所以を求めればならぬ。本末輕重を辨へればならぬ。多忙の折柄にて之を詳論するの時間と機會なきを遺憾とする。(刑法俗論第一四五頁—第一五二頁)

從來重罪事件の公判中被告人に對し保釋責付を許したる事例極めて稀れなる由に有之候處右は事件の性質上保釋責付を許し得べきもの少きに由る等種種の理由有之儀と致思考候得共被告人逃走罪證湮滅の虞なく其他特殊の事情なき場合に於ては重罪事件の被告人に對しても可成保釋責付を許さるる方針にて御處理相成度此段及通牒候也 追て御参考の爲め別紙大審院總會決議書添付候也(明治三十三年八月司法省民刑局甲第七十四號通牒)

人格か機械か

犯罪機械と刑罰機械——刑果して天討の具なるか——生ける
 法官の職務——人の本性は何れの處にか存す——人性の本源
 は天の命に存す——人を審判すること勿れ

犯罪機械と刑罰機械

近世の所謂法治國に於ける斷獄の状態を見る。吾人は、法官と囚徒とが果して人間なるか、將た機械なるかに感なきを得ず。法官とは刑罰の宣告機械にあらざる耶、非耶。囚徒とは犯罪の執行機械にあらざる耶、非耶。近世の物質的機械論者は、宇宙一切の現象を悉く機械的に説明し了せんとす。即ち此見地より論ずるときは、人間も亦一個の自働人形に過ぎざるべし。胃中に餓餓の衝動を惹起するや、口舌に味覺の衝動を惹起す。足は之に従て歩み、手は之に従て進む。誤て法網に觸るる世之を犯罪と稱し、法官之に刑罰を宣告

す。法官の之に刑罰を科するは、何の爲ぞ。身其職にあるが爲なり。何が故に其職に居る、食を得んが爲なり。功名を成さんが爲なり。何が故に食を得功名を成さんとするか、身之を欲し、心之を望むが故なり。果して斯の如くんば、犯罪者の爲す所と、法官の爲す所と如何の差異かある。共に俱に慾望と稱する天然的衝動の機械となりて、作爲するものにあらずや。其法を侵すに至ると、其法を司るに至るとは、是れ單に結果の差のみ。其作爲にはあざるなり。均く是れ天然的慾求を體現するものにして、而も慾求其ものには高下の差等を認むべきにあらず。況や、法律は之を人道の第一義より見んか一時代一地方に於ける輿論と便宜とを標準とするものなるに於てをや。

刑果して天討の具なるか

刑果して天討の具なるか

丘濬、刑を論じ曰く『刑者天討有罪之具、人君承天以行刑。無罪者固不可刑、有罪者亦不敢縱也。人君不循天理、而以己意操縱乎人、亦猶人臣不奉國法、而以己意操縱乎囚也、可乎哉。人臣如此、君必誅之無赦。人臣畏國法、必

不敢如此。』と。果して然らば、刑は是れ天討なり。天の有罪を討するの具なり。而して刑の宣告は是れ天意の實行なり。若し夫れ、『人君不循天理、而以己意操縱乎人、亦猶人臣不奉國法、而以己意操縱乎囚也。』の語に至ては、恰も人君と人臣とを以て一種の天意奉行機械と見做すが如き觀無くんばあらず。是れ彼の天然的慾求を奉體すると何の擇ぶ所かある。

吾人を以て之を觀る。丘濬は未だ説いて詳かならず、論じて精しからざるものなり。丘濬の所謂『天理』とは何ぞや、所謂『己意』とは何ぞや。己意も固是れ天然に生ずる所のものにあらずや。天然も固是れ人の思念に生ずる所のものにあらずや。何れか果して天か、何れか果して人か、未だ俄かに速斷す可らず。其發動の形態を見る、犯罪も、刑罰も、天理も、人意も、悉く是れ人の思念を通過し來るにはあらずや。

余は犯罪の責任格を論ずるに當りて、其責任格の所在を自我の自發的意識活動に歸せり。(拙著刑法俗論三〇―四〇頁犯罪の責任格)而して罪惡の起源を論ずるに當りて、其起源を自我の分裂、即ち中央眞自我に對する地方分自我の叛逆に歸せり。讀

者若し此論定を再び記憶中に喚起し、以て犯罪者と刑罰者と、天理と己意との關係に想到せんか、疑團は自ら氷解し去らん。而して丘濬の所論の盡さざる所も亦自ら明かならん。蓋丘濬は刑を理想化したるものなり。刑にして若し天討の具ならんか、刑罰法を實行するに己意を用ゆるは是れ既に犯罪なり故に『君必誅之無赦』なり。天理は是れ人の思念に生ずる眞自我の發動なり。己意は是れ人の思念に發動する叛逆的自我なり。然れども、是れ丘濬の理想論たるに過ぎず。現實の刑罰法は、未だ必ずしも天討の旨意に悖ること無しとせざるなり。

生ける法官の職務

法。律。は。常。に。必。ず。し。も。人。道。の。第。一。義。に。あ。ら。ず。往。往。に。し。て。時。代。の。正。義。観。念、或は權力階級の輿論に支配せらるることありとは、余の曾て詳論したるところなり。従て犯罪も亦必ずしも絶對的に人道に背反するものとなすこと能はず。之を要するに、今日の刑法は丘濬の所謂天討の具なりとは斷言し難し。

法律は人の制定したるものなり。而して時代の要求と、人情風俗習慣とを斟酌して、制定せられたるものなり。故に法律は絶對の道義にあらずして相對の規律なり。仁に基かずして、義に據れり。然れども、義をして仁に基かじめ、法律をして天討の具たらしむるは、決して難事にあらず。唯其人を得るに在り。法官にして天討の機械たり、被告人にして犯罪の機械たらんか。法は死物なり、刑罰は無意義なり。

然れども、犯罪の責任格は既に人をして機械たらしむることを許さず。司法の責任格を有する法官たる者、豈獨り刑罰機械たることを得んや。我刑法は茲に見る所あり、法官に許すに、廣汎なる自由裁量の領分を以てしたり。換言すれば、刑法は法官の機械的部分を縮少して人格の自由を擴張したり。抑も人は自由の擴張と共に、責任を増加するものなり。同一の犯罪事實にありて、少年と成年とは其責任を異にす。自由なる裁量を許すに於て、狹隘なる法律の下に在る法官と、廣汎なる法律の下に在る法官とは、其責任自ら異らざるを得ず。法官は常に己意慾望の機械たる可らざるのみならず、又天討

の機械たる可らず。法律を^〇活用して、天來の人情を^〇發揮するこそ、生ける^〇法^〇官^〇の^〇職^〇務^〇に^〇あ^〇ら^〇ず^〇や。中庸に曰く『君子以人治人』と。深きかな言や。又曰く『其人存則其政舉、其人亡則其政息』と。至れるかな言や。死法をして生かしむるものは人なり。人定の法律をして天理たらしむるものは人なり。正義の刑罰をして仁愛たらしむるものは人なり。

人の本性は何れの處にか存す

法官の職は其人をして食を得せしめ、功を成さしめんが爲に設けられたるものにあらず。天討刑罰の機械を使用せんが爲に設けられしものにあらず。政を舉げんが爲に設けられたるものなり。人をして死法を^〇活用^〇せ^〇し^〇め^〇ん^〇が^〇爲^〇に^〇設^〇け^〇ら^〇れ^〇た^〇る^〇もの^〇なり。然らば、所謂『人』とは何ぞや。是れ極て難問題なり。生物學者は云はん、人とは猩猩より進化せる動物なりと。醫學者は云はん、人とは血と肉と骨とを以て成れる動物にして、微毒と肺病に富める種族なりと。心理學者は云はん、人とは知情意の三作用を有し、一種の電氣的神

人は何處に
か存す

經作用を通じて外界と交通する動物なりと。政治家は云はん、人とは虚名と賄賂と威嚇とを以て左右し得る動物なりと。宗教家は云はん、人とは神の造りし者にして、『アダム』と『エバ』の罪によりて、墮落したれども、悔改むるときは天國に入ることを得るものなりと。教育家は云はん、人とは元來小兒にして^〇智育^〇、^〇體育^〇、^〇德育^〇の^〇三育^〇に^〇由^〇り^〇て^〇成^〇長^〇發^〇達^〇する^〇もの^〇なり^〇と。人とは大凡此の如きものならんか。是等の定義の全體を合せて、以て吾人は茲に『人』の本性を^〇了解^〇し^〇得^〇へ^〇き^〇か、^〇非^〇ず。徒らに煉瓦百萬個を積むとも、家屋を成さざる如く、鐵板千萬貫を積むとも、軍艦を成さざる如く、斯の如き説明を幾百種集むるとも、以て『人』の本性を説くには足らざるなり。家屋の本性は煉瓦其ものに存せずして、人の意匠にあり。軍艦の性質は鐵板其ものに在らずして、人の考案にあり。然らば人の本性は何れの處にか存す。

人性の本源は天の命に存す

中庸に曰く、『君子不可以不修身、思修身。不可以不事親、思事親。不可以

人格か機械か

人性の本源
は天の命
に存す

不知人、思知人。不可以不知天、思知天」と。「人」を知らんことを思はば、以て天を知らざる可らず。「天命之謂性。率性之謂道」と。人性の本源は天命に存す。然らば即ち「天」とは何そや、一朝一夕にして了解し得べからず。「人」に比して更に難問題なり。言説に依りて之を會得せんは、木に縁りて魚を求むるよりも難し。

刑法は法官に求むるに、天討機具を以てせずして、「人」を以てせり。自由裁量の範圍を廣汎ならしめて、「人」の自由活動を要求したり。法官と被告との關係をして、「人」の關係たらしめんと欲したり。然るに其「人」を知り、「天」を知るの難きこと前に述ふる所の如し。吾人の法官に要求する所、餘りに重く、餘りに酷と云ふべからずや。而も死法を活用せしめ、刑罰を天討たらしめ、人法を天理たらしめんと欲せば、須らく其「人」存せざるべからざるを如何にかすべき。

然れども、天下の法官諸君、其至難を見るも、多く意を勞せずして可なり古人曰く、『至道無難』と。康誥に曰く、『如保赤子、心誠求之、雖不中不遠矣』

未有學養子而後嫁者也」と。世の法官にして心誠に之を求めんか、中らずと雖ども遠からざるの裁判を爲すことを得べし。至誠は天に通ず。刑をして天討の實現たらしむるものは、夫れ唯だ法官の至誠あるのみ。

人を審判すること勿れ

法官にして、機械ならんか。吾人は之に要求すべき一事をも有せず。犯罪者にして、機械ならんか。吾人は之に對して細微なる責任をも歸すること能はず。幸なる哉、法官と犯罪者とは機械にあらずして人なり。宗教家の言を借りて謂へば、共に是れ佛性なり。共に是れ神の子にして兄弟なり。而して法官は其兄弟にして、兄弟を審判する者なり。若し聖書の戒律に依れば、是れ却て罪を犯すものなり。故に吾人は敢て世の法官に告ぐ、曰く斷じて自ら審判すること勿れと。法官に對して審判すること勿れと言ふ。恰も是れ鳥に對して飛ぶこと勿れと命するが如けん。然れども、余は敢て言ふ、法官は必ずしも人を審判するの職にあらずと。善良なる法官は、人を審判せずして、

人を審判
すること
勿れ

唯だ死法を^{〇〇}活用すべきなり。審判とは、人の善悪を判定するものなりと雖も法律は必ずしも然らず。法律の罪人は、必ずしも人道の悪人にあらず。若し法官にして審判をなすの意を以て、犯罪者に對せんか。人道を侵すの罪や、決して法律上の犯罪の比にあらず。斯の如くんば、天討を受くべき者は、寧ろ法官其人なり。世の法官たる者、豈に慎まざる可けんや。

中庸に曰く、『仁者人也』と。余は之を翻して言ふ。人は仁なりと。『人』たる法官が『人』たる罪人に對す。決して此『仁』を忘る可らず。若し法が人に依て生くるものとせば、人の之を生かす所以のもの、則ち仁にあらざる無からんや。至誠にして、常に仁に居り、以て人に對し、以て法を用ふ。是れ法官の職務なり。重ねて云ふ、斷じて人を審判するの意思を有すること勿れ。(大正元年十一月二十八日)

佛教の正法律

未定稿を輯めて一冊となし、『人生と犯罪』と題し、益を同攻の士に請はんとす。心研究に急にして、淺學を耻つるに違あらず、嗤笑固より甘する所。佛教の正法律は、一般人生問題としては、學問上、寧ろ交渉なし。然れども、二千五百年前の佛教刑典として、一道の光明を看取するに足るものあり。乃ち卷末に收む。(大正三年九月十三夕稚翠記)

- 正法律——佛教教正の目的は法律三昧の至境に在り——五濁惡世の正法律——法と律——八正道——十善戒——律藏——戒律——四棄法——十三僧殘法——二不定法——三十捨墮法——九十單提法——四悔過法——一百衆學法——七滅靜法——判衆裁決法——除罪法——佛教法律の大綱

正法律

正法律とは、非法律、僞法律、惡法律に對し、佛自説の正法、正律を指せる名なり。我國に於て殊に之を唱道せしは、葛城の慈雲尊者にして、自ら正

法律の開祖となり、佛説の正風を鼓吹せり。寶曆寛政の間盛に行はる。

佛教救世の目的は法律三昧の至境に在り

佛の目的は世に在り
法律三昧に在り

佛教は世界を化して、法輪常轉の樂土となし、十方國土、遍く正法律の光被する所となり、一切萬靈、悉く其所を得るを以て標目となせり。故に佛教に由りて開拓せられたる理想の法界には、心地を攪亂すべき非法なく、道跡を破滅すべき非律なし。人天相和し、理實相應し、治世の言説、資生の産業、悉く正法に隨順し、行住坐臥、思惟籌量する所、皆是れ佛法なり。人一人たゞ此域に進まば、所謂『法律三昧』の至境に達したるものにして、佛教救世の目的、亦此外に出でず。

佛説法律三昧經は、世の偽善曲説を排し、法律を以て其思想を調和し、深入至學の域に進み、常に法律三昧に止住すべきことを示したるものなり。

五濁惡世の正法律

五濁惡世の正法律

翻つて社會の現状を察すれば、時代の墮落、人生の墮落、意志、見識、生活の墮落、相伴ひて、所謂『五濁惡世』と化し去らんとす。正法律の理想國、何れの時にか實現し得べき。清白の法門、若し雪山に比すべくんば、熱鬧の世界、之を指して火宅と謂ふも、猶其足らざるを覺ふ。茲に悲智圓滿の法性齒に動き、光壽無量の法身、明に現じ、菩薩大士と化し、妙法を演説して衆生を誘發す。菩薩は彼岸如去の覺位に登らず、此土常縛の迷網に捉はれず、常に世を救ひ、無畏を施すを以てその理想とす。無邊の佛智は悉く之を究め無盡の法門は悉く之を學び、無盡の煩惱は悉く之を斷じ、無邊の衆生は悉く之を度す。是れ則ち菩薩の『四弘誓願』にして、その本願とする所なり。其法を説くや『四無礙の辯』を以てし、法、義、詞、樂説に於て、横説自在なり。其律を行ふや、『四正勤の斷』を以てし、已生の惡は永く斷たしめ、已生の善は忘れざらしめ、未生の惡は生ぜざらしめ、未生の善は生ずるを得せしむ。其施すや、『三輪空施』(施者空、受者空、施物空)を以て、其標準とし、其動くや、『六度滿行』(慈善、戒行、忍耐、勇猛、定慮、智慧)を以て、其本位とす。一切

の法律、所有の戒行は、群蒙を開導して、以て自利自他、圓滿の菩薩位に進ましむるを以て、其目的とす。

法と律

法と律

罪惡を未然に防がんとして、積極的に訓誡したるもの、之を名けて法と爲す。動作を既犯に戒めんとして、消極的に制止したるもの、之を名けて律と爲す。されども、其實際に於ては、二者互融して同功無差別なり。佛所説の『八正道』は法の初にして、『其十善戒』は律の初なり。佛曰く、『我レ涅槃ノ後ハ我所説ノ法戒、以テ汝ガ師トナセヨ』と。然れば則ち此法戒は佛法の初にして而して人道の終なり。正法國土の理想生活は、之に由つて満足し、始終を律し得べきものなること論なし。

八正道

八正道

『八正道』は、人類の履むべき正道を示したるものにして、人の生活法を正

くする、之を正命(一)と云ひ、其行作を正くする、之を正行(二)と云ひ、其言論を正くする、之を正語(三)と云ひ、見解を正くするを正見(四)とし、思想を正くするを正思(五)とし、事に臨みて決意を正くするを正念(六)と云ひ初一念を持続し貫通するを正定(七)と云ひ、一意其目的に向つて勇進するを正勤(八)と云ふ。人間の努力精進、蓋之に過ぎたるものなかるべし。而して人間生活の實際に當つて、正邪の區別を對示したるものを十善戒とす。之を破るを十惡とす。佛教教團は此十惡に對し、刑罰の形式を用ひ、調御激發、漸く改過遷善の功を收めしむ。

十善戒

十善戒

『十善戒』は、人類の戒むべき非道を示したるものにして、殺生、偷盜、邪淫、飲酒、妄語、自贊毀他、說他過失、貪慾、瞋恚、愚痴の十不善を戒めたるものなり。之を菩薩の十戒とす。

一 殺生 自殺、殺人殺、讚人殺、咒殺するを得ず。一切の殺因、殺縁、

殺法、殺業を避くべし。一切の命ある者は故殺するを得ず。菩薩は慈悲心を以て衆生を救護すべし。而して反つて心を殺生に恣にするものあらば、波羅夷罪(後示)に當す。

二 偷盜 自盜、教人盜、讚人盜、咒盜するを得ず。一切の盜因、盜縁、盜法、盜業を避け、一切の財物、一針一草も故盜するを得ず。菩薩は常に慈悲心を以て一切の生類を助くべし、而して反つて盜するものあらば、波羅夷罪に當す。

三 邪淫 自淫、教人淫、讚人淫、及一切の女人に對し、故淫するを得ず。一切の淫因、淫縁、淫法、淫業、鬼畜非道の行淫を禁ず。菩薩は慈悲心を以て一切を救度し、常に淨法を人に與ふべし。而して反つて不淨行を行ふものあらば、波羅夷罪に當す。

四 妄語 自妄語、教人妄語、讚人妄語、妄語因、妄語縁、妄語法、妄語業、不見言見、見言不見を得ず。菩薩は常に正語を爲すべし。而して反つて一切の邪語を爲すものは、波羅夷罪に當す。

五 飲酒 自酤酒、教人酤酒、酒因、酒縁、酒法、酒業、一切の酒を酤るを得ず。酒は起罪の源因なり。菩薩は一切の衆生の明慧慧心を生ずべし。而して反つて一切衆生の疑倒心を生ずるものあらば、波羅夷罪に當す。

六 自讚毀他 自讚毀他、教人自讚、毀他、毀因、毀縁、毀法、毀業を戒む。菩薩は自ら他に代りて毀辱を忍受すべし。若し自ら己の徳を揚げ他の好事を隠すものあらば、波羅夷罪に當す。

七 說他過失 自ら出家、在家、菩薩、比丘、比丘尼の罪過を説き、人に教へて罪過を説かしめ、又罪因、罪縁、罪法、罪業を説くを得ず。菩薩は外道、悪人の佛法者中の非法非律を説くを聞かば、慈悲心を以て之を教化すべし。而して反つて自ら佛法者の罪非を説く者あらば、波羅夷罪に當す。

八 貪慾 自貪、教人貪、貪因、貪縁、貪法、貪業を避けよ。菩薩は窮人來乞ふ者あらば、その須むる所に従ひ一切給與すべし、而して惡心

を以て一錢を施さず、一句を説かず。反つて罵詈するものあらば、波羅夷罪に當す。

九 瞋・恚 自瞋、教人瞋、瞋因、瞋縁、瞋法、瞋業を避けよ。菩薩は一切の衆生をして争鬪の心を去らしむべし。而して反つて罵詈、毆打、懺謝するも、猶解けざるものあらば、波羅夷罪に當す。

一〇 愚痴 愚痴は又之を邪見と云ふ。宗教的懷疑の心を指す。自謗佛法、教人謗、誘因、誘縁、誘法、誘業を避くべし。菩薩は一言謗佛の聲を聞かば、三百の鋒其胸を刺すが如く感すべし。而して反つて他の謗法を助くる者あらば、波羅夷罪に當す。

以上は、菩薩位を以て、自己の理想として進めるものに對せる十戒にして、一般大乘及小乗の十戒と僅に其の差あるのみ。一般大乘の十戒は殺、盜、邪淫、妄語、綺語、惡口、兩舌、貪慾、瞋恚、邪見の十條とし、小乗の十戒は殺、盜、邪淫、妄語、飲酒、廣床、華鬘、歌舞、金銀、非時食の十事とす。而して通常在家の俗人に對しては、僅に五戒を制するに止む。五戒は、殺、

盜、邪淫、妄語、飲酒にして、人間の常に戒しむべき非道たり。

律藏

佛は其教團内に於ける犯罪に對し、随つて出づれば随つて制し、積んで二百三十七種の正戒を成し、之に附隨せる隨結戒を合せて、千二百五十四條を生じたる歴史を叙し、其判決例を大成したるものを、『律藏』と名く。其中法戒の正條のみを列序し、其歴史を省きたるものを、『戒本』と名く。毎月二回以上教團に於て、説戒齋日を設け、共に相會して戒本を讀み、律の正條に適應する犯罪ある者は、之を自白して懺悔し、又は審判を求めしむ。

戒律

戒律を犯したるものの處罰法は、分て六種とす。以下項を分て、之を約説せんとす。

四棄法

四棄法は、一名不共住罪、原名波羅夷罪 (Pāṭijika-dhamma) なり。外に比丘尼棄法八條あり。

教團の最重罪にして、教團破門の處刑なり。其律例の重要なものを左に示す。

- 一 邪淫例 出家せし者、其故二(舊妻)、人婦、童女、黃門、男子、畜生、死屍其他、非道の行淫ありしもの。
 - 二 偷盜例 出家せし者、屋材、柵籬、垣墻、四乘(象、馬、車、輿)金銀、七寶、衣服、齒木、香水、藥水、其他不與のものを取りしもの。
- 親厚、強力に依りて取り、言説、誑惑に依りて取り、若くは取らんと欲して得ざるもの、皆此例に准ず。
- 他の寄託物を取るもの、關稅を脱せんとして物を關外に抛ち、若くは埋藏し、若くは言説、誑惑して過ぎんとするもの、亦此例に准ず。(註)印度の僧侶には納稅の義務なし、這是他人の爲めに非曲を行はんとしたるもの

のを指す。佛教に於て盜と稱するは、凡て五錢若くは五錢以上に値するものを指す。

- 三 殺生例 出家にして、殺人、自殺、遣使殺、返使殺(使を遣はし未遂にて還りしを更に遣して殺せしもの)重使殺(一使又一使人を遣はして殺せしもの)轉使殺(使を以て使を遣はし殺せるもの、自示(諷示)口説、自口俱現、遣書、遣使書して殺せるもの、若くは坑陷、倚發(其倚つて出づる處を察し之に火、刀、蛇、毒等を置く)、與藥安殺具(刀、毒、繩等自殺の具を安置し教示)等に依り殺すもの。
- 四 妄語例 出家にして、人に對して自ら神通を得たりと云ひ、知らずして知れりと稱し、見ずして見たりと稱するもの。

十三僧殘法

十三僧殘法は原名僧伽婆尸沙法 (Saṅghādisesa-dhamma) と云ふ。外に比丘尼僧殘法十七條あり。

教團の輕罪にして、教團の決議を待ち、六日夜、禁足、懲戒、譴責、悔過の實を示さしめ、教團の衆前に於て一同面噴するの法なり。

- 一 弄陰失精するもの、但夢中を除く
- 二 捉髮、捉手、若くは女身に觸るるもの
- 三 女子と姦惡、愛慾の語を交うるもの
- 四 女子に對し、自ら徳を讚し、慰安供養を勸むるもの
- 五 私通婚約の媒介をなすもの
- 六 僧房量に過ぐるもの
- 七 公共の地所を恣に占領するもの
- 八 無根の説を爲し他を誹毀するもの
- 九 部分的無根の説を爲し他を誹毀するもの
- 一〇 家を定めて食を乞ふもの
- 一一 伴黨を作り和合を破るもの
- 一二 自ら華鬘を作り、歌舞し、婦女と共に戲笑するもの

一三 同學の諫戒を斥くるもの

二不定法

二不定法は、原名阿尼耶他法 (Aniyata-dhamma) と云ふ。其性質状態に依り、波羅夷法、僧殘法、何れに該當するや、豫め定め難きものなり。

- 一 出家、女子と屏處に在つて坐し、非法の語をなせしもの
- 二 出家、女子と露處に在て坐し、非法の語をなせしもの

三十捨墮法

三十捨墮法は、原名尼薩者波逸提法 (Nissaggiya Pacittiya-dhammā) と云ふ。外に比丘尼捨墮法三十條あり。教團の小罪にして、教團に對し發露懺悔し、同時に其罪物を沒收せらるべき法なり。

- 一 三衣以外、無用の長衣を蓄へしもの
- 二 三衣を離れて、異處に宿せしもの

- 三 衣を作るに足らざる布を受け、之を蓄へ、一箇月を過ぐるもの
- 四 出家にして、尼より衣を受けたるもの
- 五 尼をして故衣を浣はしめたるもの
- 六 俗人より衣を索めしもの
- 七 自ら衣を失ひ、他より多くの衣を受け、他に與へたるもの
- 八 新衣の施を受け、而して其衣を他に示し、之を購ふと稱し、其資を乞ひしもの
- 九 二人別別に衣を施すの意ありと聞き、其家に就き二人合力して良衣一領を施すことを乞ひしもの
- 一〇 自己指名の施衣ありしを聞き、寺院執事の家^に就きその衣を求めしもの
- 一一 蠶糸を交へて臥具を作りしもの
- 一二 純黒羊毛を交へて臥具を作りしもの
- 一三 純白羊毛を用ゐて臥具を作りしもの

- 一四 六年及六年以下臥具を用ゐたるに、之を捨てずして新に臥具を作るもの
- 一五 古坐具の方一尺を切取り、新坐具の上に著け壞色することを怠りたるもの
- 一六 途上羊毛を拾ひ、持つて三由旬^六の上に至りしもの
- 一七 尼をして羊毛を浣はしめ、若くは染めしめたるもの
- 一八 手つから金銀を捉り、人をして捉らしめ、若くは地に置かしめ之を捉るもの
- 一九 出家にして、寶物を賣買するもの
- 二〇 出家互に販賣するもの
- 二一 無用の鉢を蓄ふるもの
- 二二 鉢破るるも、五綴以下の修治ありて水漏らざるに新鉢を得しもの
- 二三 自ら縷線を乞ひ他人をして衣を織らしむるもの
- 二四 自己に施す爲めに衣を織らしめつつあることを知り、その織師に金

を興へて特別の注文を爲したるもの

二五 出家他の出家に衣を興へ、後、瞋恚之を奪ひ還せしもの

二六 病後七日を過ぎ、猶病中の藥、酥油、生酥、蜜、石蜜等を食するもの

二七 入雨一月前(三月十六日)雨浴衣を求め、半月前(四月一日)より之を用ゐ浴する例に違ふもの

二八 臨時の施衣を常例施衣の時以後まで蓄ふるもの

二九 正當の理由ありて離衣宿をなすも六夜を過ぐるもの

三〇 教團の共有物を私領するもの

以上、三十條に附隨せる隨結戒其數多し。今之を略す。

九十單提法

九十單提法

九十單提法は原名波逸提法 (Pāṭiṭṭya-dhammā) と云ふ。教團の輕罪にして、公衆の面前に發露懺悔し、相當の贖罪を要するものなり。之を前法に比すれば稍輕し。

ば稍輕し。

一 妄語せしもの

二 誹譏せしもの

三 兩舌せるもの

四 出家、女子と同宿せるもの

五 大戒を受けし比丘、大戒を受けざる人と同宿三夜に至るもの

六 受大戒比丘にして、未受大戒の人に讀誦するもの

七 比丘、他比丘の罪過を知り、未受大戒の人に向つて之を告げしもの

八 比丘、未受大戒の人に向ひ、神通法を説き我之を知れり、我之を見たりと稱せしもの

九 比丘、女人と法を説き五六語を過ぐるもの、但側に男子あらば此限に非ず

一〇 自ら地を掘り、人に命じて掘らしむるもの

一一 鬼神の領域を破壊せしもの

佛教の正法律

- 一二 異言を放つて他を惱ますもの
- 一三 人を嫌罵せしもの
- 一四 教團に属せる繩床、木床、臥具、坐褥を露地に敷き、之を收めざるもの
- 一五 如上の什器を僧房内に於て用ひ又は之を收めざるもの
- 一六 他人の住處なるを知り、殊に此に臥具を敷き横暴の措止あるもの
- 一七 他を忌み僧房中より牽出し、又は人をして牽出せしめしもの
- 一八 脱脚不安の床に坐臥せしもの
- 一九 水中蟲あるを知り、之を泥に和し又は草に澆がしめしもの
- 二〇 大房を作り、戸牖莊飾量に過ぐるもの
- 二一 教團の命なくして尼を教誡せしもの
- 二二 教團の命あるも、尼を教誡し日暮に至りしもの
- 二三 眞實心なく、飲食の爲めに尼を教誡せしもの
- 二四 比丘、親族ならざる尼に衣を與へしもの

- 二五 比丘、自ら衣を作り尼に與へしもの
- 二六 比丘、尼と屏處に坐するもの
- 二七 比丘、尼と相期して、同時に同一道を取り村より村に至りしもの
- 二八 比丘、尼と相期して、一船に乘し河流を上下せるもの
- 二九 尼を遣はして、勸化供養を得んとせしもの
- 三〇 比丘、婦女と相期して、同一道を行き村より村に至りしもの
- 三一 無病の比丘、一食の限を犯すもの
- 三二 展轉屢飲食せしもの
- 三三 比丘、衆と別に飲食せしもの
- 三四 飲食二三鉢を得て還つて教團の衆に分與せざるもの
- 三五 比丘、食後更に招齋に應じ食せるもの
- 三六 其食畢りたるを知り、殊に請じて更に食せしめしもの
- 三七 非時に食を受け食せるもの
- 三八 殘宿食を食せしもの

- 三九 食薬を受けざるもの
- 四〇 病なくして美飲食を索めしもの
- 四一 比丘、外道の男女に手つから食を與へしもの
- 四二 比丘、他比丘と共に一家に招待を受け、前食を他家に受け遅刻して他の比丘をして時食を終へしめざるもの
- 四三 食を受けたりて、安坐して去らざるもの
- 四四 食を受けたりて、屏處に坐して去らざるもの
- 四五 比丘、女人と共に露地に坐するもの
- 四六 比丘、他を誘ひ村に到り、食を得るに至り、方便して他を去らしめしもの
- 四七 薬を受け度に過ぐるもの
- 四八 比丘にして、軍陣に入り戦を觀しもの
- 四九 正當の理由ありて、陣中に至り、二宿三宿を過ぎて還らざるもの
- 五〇 軍中に二宿三宿せるとき戦闘騎乗を見しもの

- 五一 飲酒せしもの
- 五二 水中に嬉戲せしもの
- 五三 比丘、指を以て互に相撃つもの
- 五四 比丘、諫を容れざるもの
- 五五 比丘、他の比丘を恐怖せしむるもの
- 五六 冬期半月一回以上の洗浴をなせるもの
- 五七 無病にして露地に火を焚き自ら煖むるもの
- 五八 他の什物を隠匿し戯るるもの
- 五九 比丘、他に衣を與へて後竊かに之を取り着するもの
- 六〇 青色、黒色、木蘭色以外の新衣を穿ちしもの
- 六一 畜生の命を奪ひしもの
- 六二 水に蟲あるを知り飲用するもの
- 六三 他の比丘を惱まし、不快を感せしめしもの
- 六四 他の犯罪を知りて覆藏せるもの

- 六五 年二十に満たざるものに大戒を授けしもの
- 六六 互に諍論し、和睦して再び諍論するもの
- 六七 賊の伴侶なるを知り、共に同一道を行き村内に入るもの
- 六八 行姦の罪惡に就き誤解あり、三諫せらるるも容れざるもの
- 六九 如上の邪見の比丘と供給、止宿、言語を共にせるもの
- 七〇 如上の邪見の沙彌と供給、止宿、言語を共にせるもの
- 七一 比丘、如法に諫むるとき、我今此戒を學ばずとて、之を退くるもの
- 七二 説戒の時、零碎の戒條、何の用かあるとて、輕侮せるもの
- 七三 説戒の時、犯罪あり他の比丘の彈擧せんことを恐れ、先づ衆に向つて我れ今日始めてこの戒條を知れりと公言せるもの
- 七四 比丘、共に僧物を分ち、後不平より親疎に依り僧物を與へたりと公言せるもの
- 七五 衆議、事を斷じ、未だ竟らずして起ち去るもの
- 七六 代理を出し、後、之を承認せざるもの

- 七七 諸比丘の諍論を聽き、他に向て説くもの
- 七八 瞋恚、他を打つもの
- 七九 瞋恚、手を以て他を搏つもの
- 八〇 瞋恚の故を以て、十三僧殘罪に相當する無根の罪過を以て、誣るもの
- 八一 假令許可あるも、不意に宮闕に入りしもの
- 八二 非時、村落に入るもの
- 八三 金寶、寶具を自ら捉り又捉らしめしもの
- 八四 繩床、木床の高、佛の八指を過ぐるもの
- 八五 綿緒を施せる繩床、木床、大小褥を作りしもの
- 八六 骨、牙、角を刳り、針筒を作りしもの
- 八七 坐具を作り、其量を踰へしもの
- 八八 覆瘡衣を作り、其量を踰へしもの
- 八九 雨浴衣を作り、其量を踰へしもの
- 九〇 三衣を作り、其量を踰へしもの

四悔過法

四悔過法

四悔過法は、原名波羅提提捨尼法 (Pāṭisaṇīya-dhamma) と云ふ。小罪にして單に他の比丘に對し、懺悔陳謝するを要する法なり。

- 一 比丘、村内に到り、尼より食を受け食せしもの
- 二 比丘、俗家に至り膳に就き、尼の食事を指示せるを見て、之を制止せざりしもの
- 三 俗家に於て、學家羯磨(弟子の家に於て食を受けざる禁令)をなしたる後、食を受けしもの
- 四 僻遠の伽藍中に在りて、外に出でず、食を受け食せしもの

一百衆學法

法一百衆學

一百衆學法は、梵名式叉迦羅尼法 (Sekhiya-dhamma) と云ふ。比丘の威儀、居住等に關する警戒法なり。

甲 威儀的分類

- 一 着衣に關する警戒 十六條
 - 二 舉動に關する警戒 四十三條
 - 三 言語に關する警戒 四條
 - 四 飲食に關する警戒 二十六條
 - 五 便睡に關する警戒 十一條
- 計 一百條

乙 對象的分類

- 一 三衣に關する警戒 二條
- 二 居士の家に入る時の警戒 二十三條
- 三 受食に關する警戒 二十三條
- 四 廁に關する警戒 三條
- 五 說法に關する警戒 二十條
- 六 佛塔に關する警戒 二十四條

佛教の正法律

- 七 佛像に關する警戒 二條
 - 八 行路に關する警戒 三條
- 計 一百條

七滅靜法

七滅靜法

七滅靜法は梵名(Adhikarana—Eamatha)と云ふ。教團中に爭論起り、僧衆の爲に曲なりと認められたる比丘には、破僧助伴法に依り、陪伴監視の比丘を附し、日を期し、判廷に出て、公裁を仰ぐの法なり。毗尼とは制法の意なり。

- 一 現前毗尼 (Samukha—vinaya) 判衆即時に審判を與へ、無罪を宣告するもの
- 二 憶念毗尼 (Sati—vinaya) 判衆無罪を宣し、正道を履むべき注意を與へて釋放するもの
- 三 不癡毗尼 (Amulla—vinaya) 判衆に依り、犯者の現に喪心者ならざるを證し、喪心中の犯罪を戒めて釋放するもの

判衆裁判法

判衆裁判法

- 四 自言治毗尼 (Patānukarāga—vinaya) 自ら告白せる所に依り、有罪を宣告せるもの
- 五 覓罪相毗尼 (Tassapāpīyasika—vinaya) 虚偽の陳述を爲し、罪跡明かなるものに對し有罪を宣告するもの
- 六 多人覓罪毗尼 (yebhīyasika—vinaya) 判衆多數決を以て、有罪無罪を判決するもの
- 七 如草覆地毗尼 (Tīṇa-vatthāraka—vinaya) 雙方に相當の理由ありて、審判に至らざる時、之れを有無の間に葬り去るもの、即ち示談に委する法なり。

判衆裁判法は、一般會議に於ける裁決法と同一にして、白二羯磨(Natidhīya—Kamma 即決法)と白四羯磨(Natticatuttha Kamma 三讀會法)との二種あり、判衆長、決議案(Natti)を表白し、判衆黙諾すれば即決するものを白二法と云ふ。

即ち一白一羯磨の法なり。決議案を三度表白し、四度の表白を決議となすを白四法とす。即ち一白三羯磨の法なり。之が賛否を表するは、一般に語黙を以てするを法とし、賛するものは黙し、抗するものは論ずるの例にして、最も簡明なる方法なれども、多数の反対者を生ずるときは、極めて騒擾を來すの恐あるを以て、更に色票を用ゐることあり。票は時に竹、木、又は布にて作りたる籌 (Sulaka) を用う。投票は決議案提出の多き時に於ては、混合採決法により、三色以上を用ゐることあり。書記官を「行籌者」と稱す。色票を判衆に指示し、之を判衆の前に携へ來り之を捉らしむ。捉籌の數に依り、票數の多少を決す。英國の別室退却の法よりも、我國の指名點呼の法よりも、一層簡便なるを覺ふ。

投票の形式に三種あり、一を隱密行籌と云ふ。即ち現今の秘密投票なり。其結果非運に陥るを恐るとき、殊に此法を用う。二を傳意行籌と云ふ。教團の前途危しと見えしとき、各人に耳語し、希望の議決をなさしむるの法なり。現今にては交渉買収の必要あるも、二千五百年前に於ては、内示密論に

て事足れるもの如し。三を顯露行籌と云ふ。即ち開投票なり。是れ正式の投票法にして、前二者に反する一般の公式なり。投票に十種の無効投票あり。不解、違法、故意、不平、私非等無効の例を示す。之を十非法行籌と云ふ。判衆長の選出は法醵の最高きものを推す。之を上座と云ふ。一區域内に於ける細大の行事は、五人以上の有權比丘集るにあらざれば決行する能はず。教團中殊に重大の事件に遭遇するときは、十人を判衆の最少限とす。議員の席次も亦法醵の順序に依る。入法年度の前後より次第に入法年の月、日、影(即ち時間)の前後により、次を定むるの法なり。故に佛教に於ては、最初より度牒と名くる入法戸籍の存在せしこと、推して知るべし。

除罪法

除罪法は一名之を調伏法と云ふ。

凡犯罪者あるときは、其罪を罰し、其人を清淨道に還歸せしむるを「調伏法」と云ふ。調伏法は罪の輕重に従ひ「治過」「治罪」の二種あり。之を總括して「除

罪法』と云ふ。一切の罪過は、『覆藏罪』(隠匿セシモノ)『無覆藏罪』(自首セシモノ)の二點に依りて輕重をなし、『滅擯罪』(破門セラルルモノ)に處せらるるにあらずんば、必ず六日『摩那捶』(Manatta)に處せられ、界内最下の室、最下の座、最下の座具を與へられ、僧衆の前に於て、六日間日日懺悔するの法を行ひ、而して後『出罪法』により、罪過消滅を宣告せられ、初めて他衆と同じき權利を回復す。別に『婆利婆沙法』(Parisa)と稱する、一定の期間別住して上座の瞻視を受くるの監視法あり。今若し波羅夷罪を犯したるものあり、之を覆藏せしものは、滅擯法に處し、破門せられ、無覆藏のものは、盡形籌(終身)學戒、悔過を命せらる。再犯は滅擯罪に處せらる。

特別の事情の下に、審判を中止し、一人の上座に對し告白し、免さるるを『停行法』と云ひ、教團に對し財物を供給し免さるるを『捨財法』と云ふ。俗衆より過つて金錢を受けしときは、之を其人に還して免さるるを『捨寶法』と名く。非法說法等を犯かせしものを譴責する法を『呵責法』と云ふ。

又『自恣法』あり。他に對して自己の性行に關して、見、聞き且疑ふ所あら

ば、十分に摘示せんことを請ふの法なり。『心念自恣法』は自ら其性行に就き反省し、自誓清淨に歸するの法なり。別に財物を教團に沒收するの法あり。之を名けて『攝物法』と云ふ。『現前僧攝物法』は物を攝取し、之を現前の僧衆に分與するの法なり。之に反し一般教團の共有物と爲し、異時に備ふるものを『四方僧攝物法』と云ふ。戒律の條目を公説する式日に方り、或は記憶し、或は記憶せざるもの(一)或は來り或は來らざるもの(二)或は記憶して來り或は記憶せずして來るもの(三)は精神病者として寛法により處分す。之を『狂癡法』と稱す。犯罪檢舉の際、詰問するに事實を以て答へず、恒に餘事を語り、罪狀を告白せざるものを懲治するを『餘語法』と云ひ、判衆、制を立て餘語をなすを得ざるを命せしとき、召喚するも來らず、問究するも答へず、而して喚ばざるに來り、命せざるに起つ、如此その言動を以て判衆を觸惱するものを懲治する法を『觸惱法』と云ふ。惡性奔逸、惡馬の調伏し難きを懲治するを『惡馬治法』と云ひ、惡性諫戒を受けず、その非行を改めざるものを治する爲め、默擯彈斥するを稱して『梵罰治法』(Brahmadanda)と云ふ。同衆中に在るも共に

語を交へず、事を共にせざる絶交刑なり。如上の法例を總稱して『治人除罪法』となす。

佛教法律
の大綱

佛教法律の大綱

以上は佛教法律の大綱を示したるものなり。佛教は論理的微細の點に於て見るべきもの多しと雖も、こは上述律例の正條よりも、所謂隨結戒、即ち附屬戒法に於て極めて其本色を顯はし、精密を極めたり。然れども、全數二千二百五十條に亘り、其全豹を出すは極めて困難なり。今若し法律眼を以て仔細に之を討究せば、佛教團中の制法、刑法、治法を詳悉し、佛教時代の真相を彷彿すること蓋難きにあらざるべし。印度一般の法律は、有名なる『マヌ』法典に見ゆるを以て、此に贅するの要なきも、佛教法律は、『マヌ』法典よりも、一層古代の法典を代表せるものにして、印度法典の攻究に缺くべからざる好資料なりと云ふ可し。叙述往往散漫に失し、要點の捕捉を誤れるもの多からん。讀過の際、願くは取捨する所あれ。(大正三年二月二十八日)

大正三年十月七日、京都地方裁判所刑事部法廷に於て或被告事件を辯護す。瑜伽師地論其他の佛書を援引して、故思業、不故思業の區別を論じ、追悔即ち懺悔に及ぶ。左に掲ぐるものは、其覺書に係る。

佛教にて、總て人の行爲を判ずることは、意思の正邪、強弱及び有無に依る。而して意思の有無に就ては、瑜伽師地論、之を説明せり。瑜伽師地論は彌勒菩薩の説にして、佛教内にありては、最も尊奉せらるる法典なり。其第九十卷に故思業、不故思業を分てり。故思とは、故らに思ふと云ふ意なり。業とは業作にして行爲なり。不故思業とは、之に反して、思慮なくして爲したる行爲なり。

論の文に曰く、故思所造業者、謂、先思量已、隨尋思已、隨伺察已、而有所作と。即ち或行爲を爲さんと欲し、其爲すべきや否やを尋ね思ひ、其の如何に爲すべきかを伺察して、而して後に爲したる行爲なり。之に反して之を爲さんと欲する意思及考慮なく、或は目的の通りに成し遂げずして、誤りて他の行爲を爲したるが如きは、不故思所造業と云ふなり。

而して其行爲が因種を増長するや否やに就て、同く瑜伽論は増長業、不増長業に分てり。論の第九に曰く、増長業者、謂、除十種。一夢所作。二無知所作。三無故思所作。四不利不數所作。五狂亂所作。六失念所作。七非樂欲所作。八自性無記。九悔所損。十對治所損。除此十種。名増長業。不増長業。謂此十種。論の文意は、増長業とは、他日此行爲に必ず善惡の結果を引くだけの作用あるものを云ふ。而して責任ある行爲は此に列ねたる十種の行爲以外ならざるべからず。十種の行爲とは、一は夢中に作したる行爲。二は知覺なくして作したる行爲。三は爲すの意思なくして作したる行爲。四は強く銳利なるにもあらず、又但、一度のみにて數次繰返へさるるにもあらざる行爲。五は狂亂によりて爲したる行爲。六は記憶を失ひたる行爲。即ち記憶を失ひたる爲めに虚言を吐きたる如き行爲を云ふ。七は自ら欲せざる行爲にして樂欲とは樂ひ欲すると云ふの意なり。即ち他より強ゐられたる種種の事情により止むを得ずして爲したる行爲なり。八は其の行爲が善にもあらず惡にもあらざる行爲。自性とは其行爲の性質なり。無記とは善にもあらず惡にもあら

ざるの意なり。九は自ら後悔して其行爲の勢力を損害せる者を云ふ。後にて爲さねばよかつたと思ひ付きたるを悔と云ふ。所謂懺悔なり。懺悔には種種の法則ありて、其懺悔の強弱により、上中下の三等に分れたるも、要するに後悔を形式に顯はす方法に種別あるに過ぎず。之を一括すれば悔なり。十は既に爲したるも後に佛法の修行によりて對治せられたる行爲。凡此十種の行爲は、不増長業にして、行爲の責任は殆ど之を問ふべきに非ずとの意なり。然るに是等不増長業の中、一より七に至る行爲の如きは、勿論其人が本心に立ち返りたる時は、自ら追悔を起すものなるが故に、別に懺悔を勸むる迄もなきなり。然らずして十分故思により、意思あり、分別ありて、爲したる行爲は第九、第十によりて之を消滅せざるべからず。是れ佛教に於て懺悔と修行とを強く勸むる所以なり。心地觀經に曰く、懺諸罪皆名第一清淨者。第一清淨とは、罪業全く消滅して清淨潔白の人となりたりと云ふの義なり。梵網經序に曰く、懺悔即安樂不懺悔罪益深と。古註に曰く、今對三寶能懺自罪、罪必除滅。名爲安樂。罪犯在身宜憂惱。因懺罪滅無憂心樂。知發露罪滅故と。

此等の文意は、懺悔すれば、罪障消滅す、然らざれば罪障必ず結果を引く。總ての悪の行爲も懺悔によりて其他日の結果を引く能はざるが故に、其人安樂なるを得べしとの義なり。

行爲の如何を意思の如何によりて判定することは、瑜伽論第九十卷に在り。曰く、此中由意樂故、説名爲重。不由事故説名爲重と。凡ての行爲は意樂の如何による。行爲の如何によりて判すべきものにあらずとの意なり。意樂とは爲さんと欲する意思を云ふなり。意思の善惡によりて同一の行爲も善惡の別を生ずるなり。

然るに、故思と云ふ範圍、即ち意思ありて爲したる行爲の範圍は、亦自己の發意と他人の命令との二種に分つことを得べし。これによりて無着菩薩の阿毘達磨集論の四には、故思業を分類し、更に五種に分てり。文に曰く、云何爲故思造業、謂、他所教勸故思造業。他所勸請故思造業。無所了知故思造業。根本執着故思造業。顛倒分別故思造業と。此中、前の二は他の意思による行爲なり。第一は他の命令に由り、第二は他の勸誘に由る。後の三は自己

の發意に由る行爲なり。後の三の中の第一は、愚人或は小兒等、得失善惡の知識分別なく、思ふたる儘に爲したる行爲なり。次は煩惱の執着により、或は貪欲により、或は瞋恚によりて故意に爲したる行爲。其次は邪まなる宗教若くは學問により、誤謬の見解により爲したる行爲なり。斯の如く分別すれば、同く故思の行爲なりと雖も、前の三は不增長業にして、後の二は增長業となるなり。他の命令勸誘により、自己の意に合せざるも、これを爲したる行爲及び自己の意思によると雖も、得失善惡の辨別力なき愚者及小兒等の爲したる行爲は凡て責任輕微なり。後の二者の如く十分の辨別力を具へ、又煩惱惡心の執着によるものは、行爲の責任甚だ重しとなすものなり。追悔懺悔によりて其罪業の消滅を見ることは勿論なれども、其行爲其儘に增長するときは、甚だ厭ふべく、恐るべきものなり。

自明治四十二年九月 犯罪件数及検挙人員表

至明治四十二年九月		犯罪件数		検挙人員	
罪名	犯罪件数	検挙人員	罪名	犯罪件数	検挙人員
窃盗	一六一、四八二	五二、八五一	殺人	一、三七七	一、四九二
強盗	一、二七四	一、〇二六	傷害	一一、九一九	一六、二八四
詐欺	三一、〇八六	二六、一五六	文書偽造	三、六五六	三、八〇〇
恐喝	二、〇一一	三、四六八	印章偽造	五五四	四一七
横領	二二、四一六	二〇、一五〇	通貨偽造	三二〇	二〇四
贓物罪	三、四三二	三、二〇二	失火	五、四九四	五、五五二
賭博	一七、七〇六	六四、五二六	其他ノ刑法犯	一三、三五八	一五、八二七
放火	一、四九〇	一、〇一七	刑法以外法令犯	三六、三七五	三九、八〇二
計			計	三一三、九九五	二五五、七七四

附 録

臺灣に於ける答刑處分例を評す

臺灣に於ける答刑處分例は、明治三十七年九月十二日九州俱樂部に於て、日本辯護士協會評議員會の議題として、討議に附せられたるものに係る。余は提出者として之を説明したる一人なり。本篇は其演說速記にして、協會録事第廿八號に掲げられたり。茲に再び録して鈴木氏及江湖の叱正を仰かんとす。

答刑處分例——東洋の答刑制並沿革——泰西諸國の答刑制
 並實例——殖民地の答刑制——學者の意見——政策上の意見
 ——結論

一 答刑處分例

諸君、私は多忙善病の故を以て暫く此會に缺席して居りましたが、今日は提出者と云ふ責任がありますから、久振に御目通を致すことになりました。

臺灣に於ける答刑處分例を評す

少し長くなるかも知れませぬが、一通り本案提出の理由を述べます。
 そこで、先づ問題を討議するに於て、便利であると存じますから、笞刑に
 關する法文を讀上げます。之は律令第一號として、罰金及笞刑處分例と題せ
 られて、明治三十七年一月十二日に發布せられたるものであります。

罰金及笞刑處分例

第一條 主刑三月以下ノ重禁錮ノ刑ニ處スヘキ本島人及清國人ノ犯罪
 ニ付テハ其情狀ニ依リ罰金又ハ笞刑ニ處スルコトヲ得

第二條 主刑又ハ附加刑ノ罰金百圓以下ノ刑ニ處スヘキ本島人及清國
 人ノ犯罪ニ付テハ被告人左ノ一ニ該ルトキハ其情狀ニ依リ笞刑ニ處
 スルコトヲ得

- 一 本島内ニ一定ノ住所ヲ有セサルトキ
- 一 無資産ナリト認メタルトキ

第三條 拘留又ハ科料ノ刑ニ處スヘキ本島人及清國人ノ犯罪ニ付テハ
 情狀ニ依リ笞刑ニ處スルコトヲ得

第四條 主刑又ハ附加刑ノ罰金百圓以下又ハ科料ニ處セラレタル本島
 人及清國人ニシテ之ヲ完納セサルモノハ其情狀ニ依リ笞刑ニ換フル
 コトヲ得但笞刑執行中未タ執行セサル笞數ニ相當スル罰金又ハ科料
 ヲ納メタルトキハ笞刑ヲ免ス

第五條 本令ニ依リ罰金若クハ笞刑ニ處シ又ハ罰金若クハ科料ヲ笞刑
 ニ換フル場合ニ於テハ一日ヲ一圓ニ一日若ハ一圓ヲ笞一ニ折算ス其
 一圓ニ滿タサルモノト雖猶笞一ニ計算ス但笞ハ五ヲ下ルコトヲ得ス

第六條 笞刑ハ鞭ニ鞭ス

第七條 笞刑ハ滿十六歲以上六十歲以下ノ男子ニアラサレハ之ヲ科ス
 ルコトヲ得ス

第八條 笞刑ハ笞二十五以下ニ在リテハ之ヲ一回ニ執行シ其以上ニア
 リテハ笞數二十五ヲ増ス毎ニ一回ヲ加フ笞數二十五ニ滿タサルモノ
 亦同シ笞刑ハ一日一回ヲ超ユルコトヲ得ス

第九條 笞刑ノ言渡確定シタル者ハ其執行ヲ終ルマテ之ヲ監獄又ハ卽

臺灣に於ける笞刑處分例を評す

決官署ニ拘置ス

執行ノ猶豫ヲ得タル者ニ付テハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第十條 管刑ノ言渡確定シタルトキハ速ニ之ヲ執行スヘシ但管刑ニ處セラレタル者身體ノ健康之ヲ受クルニ堪ヘ難キモノト認ムルトキハ三月以内猶豫スルコトヲ得其猶豫三月ヲ超ヘ猶執行ニ堪ヘ難キモノト認ムルトキハ管刑ノ執行ヲ免ス

第十一條 管刑ノ執行ハ監獄ニ於テ秘密ニ之ヲ行フ但即決官署ニ於テ言渡タル管刑ハ其官署ニ於テ執行ス

第十二條 本令ニ規定スルモノノ外必要ナル規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

附 則

本令ノ施行期日ハ臺灣總督之ヲ定ム

と云ふのである。それから、別に同年三月二十九日付を以て、府令第三十八號として罰金及管刑處分例細則と云ふものが出て居る。之をも讀んで置きます。

罰金及管刑處分例細則

第一條 管刑ノ言渡ヲ受ケタル被告人本島内ニ一定ノ住所ヲ有セス又ハ逃走ノ虞アルトキハ拘留狀ヲ發シテ監獄又ハ即決官署ニ拘留スルコトヲ得

第二條 管刑ヲ執行セントスルトキハ醫師ヲシテ毎回受刑者ノ身體ヲ診査セシメ其健康管刑ヲ受クルニ堪ヘ難キモノト認ムルトキハ執行ヲ猶豫スヘシ但醫師ヲシテ診査セシムルコト能ハサルトキハ立會官吏ノ認定ニ依リ直ニ執行シ又ハ其猶豫ヲ爲スコトヲ得

第三條 執行猶豫ノ爲メ受刑者ヲ拘置セサルトキハ其住居ノ場所ヲ定メ指定ノ期日ニ出頭スルコトヲ誓ハシメ相當ノ保證人ヲ立テシムヘシ

第四條 管刑執行中受刑者ノ身體健康ニ著シキ危害アリト認ムルトキハ之ヲ停止シ必要ノ場合ニハ第二條ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條 管刑ヲ免シ若クハ管刑ノ執行ヲ免スル處分ハ檢察官之ヲ行フ

臺灣に於ける管刑處分例を評す

但即決官署ニ於テハ廳長又ハ其代理官之ヲ行フ

第六條 笞刑ハ典獄若クハ監獄監吏立會ヒ受刑者ニ笞刑ヲ執行スヘキ

コト竝其笞數ヲ告知シタル後看守又ハ押丁ヲシテ之ヲ執行セシム但

即決官署ニ於テハ警部若クハ警部補立會ヒ巡查ヲシテ之ヲ執行セシ

ム

第七條 笞刑ハ大祀令節國祭ノ日竝日出前日沒後ハ之ヲ執行スルコト

ヲ得ス

第八條 笞刑執行中ハ執行ニ關スル者ノ外其場内ニ入ルコトヲ得ス但

立會官吏ノ許可ヲ得タル者ハ此限ニ在ラス

第九條 笞刑ノ執行ヲ受クヘキ者同時ニ二人以上アルトキハ一人宛執

行シ其間他ノ受刑者ヲ執行ノ場所ニ入ラシムヘカラス

第十條 笞刑執行二回以上ニ亘ルトキハ連日ニ之ヲ執行スヘシ但便宜

隔日ニ之ヲ執行スルコトヲ得

第十一條 笞刑ノ執行了リタルトキハ立會官吏其始末書ヲ作り之ニ署

名捺印スヘシ

第十二條 笞刑執行ノ用ニ供スル笞ハ長サ一尺八寸厚サ二分五厘濶サ

笞頭七分管柄四分五厘ニシテ竹片ヲ以テ之ヲ作り疎節ヲ削除シ麻ヲ

以テ縦ニ之ヲ裹ミ笞頭ハ斷餘ヲ片頭ニ一寸二分ヲ剩シ笞柄ハ六分ヲ

剩シ麻絲ヲ以テ密ニ其外部ヲ横纏シ一纏毎ニ背部ニ交結シ以テ一條

綾ヲ成シ長サ五寸布片ヲ以テ其笞柄ヲ包ミ外徑ハ笞頭二寸三分笞柄

一寸五分トス

二 東洋の笞刑制並沿革

之より提出の理由を述べますが、別に覺書を拵へて居る譯ではなし、又腹稿とても、十分にあるのでありませぬから、議論の順序等は固より立つては居りませぬのです。唯思ひ出る儘を申上げて御免を蒙る積であります。此律令の起案者は、私の友人臺灣覆審法院長鈴木宗言君にして、同君の寄せられたる著書も、意見書も読んで見ましたが、一向に感服することが出来ないの

臺灣に於ける笞刑處分例を評す

です。又餘程以前と思ひますが、臺灣民政長官後藤新平君も態殖民地に於ける司法組織と題する印刷物を寄せられました。彼此を對照して見まするときは、臺灣に於ける立法方針も畧窺はれまして寒心に堪へませぬ。有名なる委任立法の法律——例の明治二十九年法律第六十三號も其期既に盡きなんとする今日に至りまして、管刑例などが横行濶歩して出て來るのですから。臺灣法界の闇黒は何れの日、於て光明を發揮するに至るべきか。測り知るべからずであります。私は立法上の一大危機として、本案を提出したのであります。

抑も管刑なるものは、如何なる沿革を有して居るか。近世の刑事法の法理は良刑として之を迎えて居るか。先づ第一に之を研究せねばならぬ。論者は管刑の沿革を述べ、管は耻なり薄懲して辱を示し以て其耻心を發せしむる所以なりとは、東洋古聖賢の金言にして、支那及日本の如き支那法系を繼承せる國に於ては、採用せねばならぬと云つて居る。又、『眼を轉じて臺灣の舊刑法たる支那の古法に見る舜典に曰く』などと物珍しげに、二三の古書を援用

して居る。併、何れも肯綮に當つて居らぬ。依て私は今茲に支那太古の時代に於ける刑の本質及び目的を明にして置きます。漢書評林卷之二十三に刑法志と題する記事がある。其内に、

夫人宵天地之貌、懷五常之性、聰明精粹、有生之最靈者也。爪牙不足、以供着欲、趨走不足以避利害、無毛羽以禦寒暑、必將役物以爲養、任智而不恃力、此其所以爲貴也。故不仁愛則不能羣、不能羣則不勝物、不勝物則養不足、群而不足、爭心將作、上聖卓然、先行敬讓博愛之德、者、衆心說而從之、從之成羣、是爲君矣。歸而往之、是爲王矣。洪範曰、天子作民父母、爲天下王、聖人取類以正名、而謂君爲父母、明仁愛德讓王道之本也。愛待敬而不敗、德須威而久立、故制禮以崇敬、作刑以明威也。聖人既躬明慈之性、必通天地之心、制禮作教、立法設刑、動緣民情、而則天象地、故曰、先王立禮、則天之明、因地之性也。刑罰威獄、以類天之震懼殺戮也。溫慈惠和、以效天之生殖長育也。書云、天秩有禮、天討有罪、故聖人因天秩、而制五禮、因天討、而作五刑。大

臺灣に於ける管刑處分例を評す

刑用甲兵、其次用斧鉞、中刑用刀鋸、其次用鑽鑿、薄刑用鞭朴。

と云ふことが書いてある。尙書などには、もし能く書いてある。由是看之、當時の刑罰は、所謂『刑罰威獄以類天之震曜殺戮也』と云ふ主義で、『因天討而作五刑』と云ふのが其目的である。罪人は根本的に撲滅する、殺戮する。即ち天に代て討伐すると云ふ時代に於て、笞刑即ち鞭朴の刑があつたと云ふことを記憶せねばならぬ。國家が公安を保つ上に於て、犯人をして遷善改過の實を挙げしめ、依て以て一般世人の之に倣はんとするものを警戒する目的の上に於て、築き立てられたる今日の刑罰權の基礎とは全く其趣を異にせる時代に於て行はれたるものであると云ふことを注意せねばならぬ。『大刑用甲兵』とは、大師を以て之を誅するのである。『其次用斧鉞』とは斧や鉞で以て刑を斬るのである。『中刑用刀鋸』とは、刀は割刑、鋸は別刑也と註してある。『其次用鑽鑿』とは、鑽は體刑也、鑿は黥刑也、其體骨を鑽去する也と註せられてある。『薄刑用鞭朴』とは鞭を以て臂を打つことである。乃ち之が今の笞刑の濫觴である。斯の如く殘酷極る刑制時代に定められたる笞刑が、何爲れぞ笞

は耻なり薄懲して辱を示し耻心を發せしむる所以なりと歎んで迎へられますか。東洋古聖賢の金言なりとして渴仰するものがありますか。畢竟するに斯る蠻刑を今も仍ほ存續せしむるから、支那は依然として發達せないのである。我國の如きも、新律綱領時代には笞刑、杖刑と云ふものがあつたのであるが、文明諸國と對等の條約を締結する上に於て、妨礙となると云ふので、廢止せられたることは人の能く知る處であります。魏の死、髡、完、件、贖、晋の梟首、斬刑、棄市、髡作、贖罪何れも隨分野蠻極つて居るが、笞刑は之よりも以前に出來たる刑罰である。其他時代は能く記憶しませぬが、宮刑、淫刑又は腐刑など云ふ刑罰もあり、又『誹謗詈詛者先斷舌』と云ふ舌刑と名くる刑罰もあつたが、之よりも以前に行われたる笞刑である。元來肉體夫れ自身を目的物として、直接に之を苦痛を與へると云ふことは、最も幼稚なる刑罰思想であつて、野蠻國に於てのみ行はるる流風である。何れの文明國に斯る刑罰を今日行つて居りますか。學者の説としては往往笞刑論を立てるものもありますけれども、實際行つて居る國はありませぬ。勿論文明の假面を被

つて、殖民地や新領土に向て、異色人種を人とも思はぬ例の文明主義で以て、管刑を規定して居る國は多少あるますけれども、其本國には決して之れを行はない。良刑なれば遣つてよきやうなものであるが、決してやらない。

要之、其沿革の上より見るも、其主義目的の上より見るも、管刑は到底採容すべき良刑ではないと思ふ。臺灣は我國土である、異域異領ではない。新しき我皇の國土である。我皇の化に浴せしめねばならぬ。新しき領土に同化主義を行ひ、廉耻の尊ぶべく、徳性の重んずべく、而して國民の有する權利自由の大切なる所以を鼓吹し、教訓し、依て以て之を同化して、我皇の仁澤に浴せしむるは、臺灣當局施政の方針ではないのであらうか。論者の云ふが如く、同化主義を以て殖民政策の危機なりとするは、恐くは我帝國の方針ではあるまいと思ふ。

泰西諸國
の管刑制
並實例

三 泰西諸國の管刑制並實例

眼を轉じて、之を泰西諸國の實例に徴するも、成程古き時代に於ては、羅

馬法以來随分殘酷なる刑罰も行はれたのであるが、文明の風潮と共に刑罰の思想も大に進歩し、殘忍酷虐なる蠻刑は、絶て其迹を斂むるに至つて居るとは、今日實際の現象である。云ふまでもなく、遷善改過の目的を達するに能はざる刑罰は、之を施した所で、何の得る所もありませぬ。管刑は犯人の自尊心を失はしめ、犯人をして愈頑迷不靈ならしむるものであつて、刑罰愈殘酷なるに従ひ、人心愈殘忍となるは自然の勢であります。論より證據、若し之を以て文明の本義に適應したる良刑なりとせば、歐米諸國の刑法は争ふて之を採容すべき筈ではないか。英、米、佛、獨、伊、蘭、何れの國の刑法に、管刑の規定がありますか。訊問に拷問の恐るべきあり、刑罰に肉刑の忍ふへからざるあり。輕きは管杖、重きは磔梟、安んじて日本法權の下に立つ能はずとは、其昔治外法權の最大理由にして、長く舊條約の改正せられざりし障礙物となつて居つたのであります。之を治外法權時代の天地に引戻さんとするものは乃ち此管刑例ではありませぬか。誠に以て驚入らざるを得ないのである。論者の言の如く、之を以て良刑なりとせば、何が故に臺灣より

臺灣に於ける管刑處分例を評す

は寧ろ内地に行つて見ないのであるか。又其様に刑法典の改正を企てないのであるか。而して更に進んで蠻刑採容の最後を豫想して見るがよろしい。法治國の面目は忽にして潰れて了ひます。

笞刑を認むる刑法は、歐米諸國殆ど之あるなし。而して政治上革命的擾亂の際に當り、爲政者が之を濫用するの弊、民心の嫌厭を來たし、深く利害得失を討究せずして之を廢止したのではない。畢竟斯る蠻刑は文明刑制の本義に適はないからであります。然るに鈴木氏は英吉利の例を引て笞刑は英國刑制の認むる所なりと論じて居りますが、全く實際を知らないのである。成程法律の沿革上より見れば笞刑は矢張刑罰の一種として存在せる姿にはなつて居る。乍併、之は紙上の話。實際上、決して一般の刑として行用して居るのでは無い。千八百六十一年の窃盜、器物破壊及身體傷害罪に關する法律に依れば、笞刑を以て男子に對する刑罰とす云々、千八百六十三年の暴行に對する臣民の保護律によれば、強盜及絞殺若くは窒殺の未遂に對し男子には他の刑罰と共に一回乃至三回の笞杖刑を併科し、裁判官は笞杖刑具の種類及一回

分の度数を定むることとせり云々と書き下し、今を去ること五、六十年前の法律を、さも新らしむるに紹介して、得意がつて居るが、どうか最近十年若くは十五年位の處の實際の判決例を示して貰ひたいものである。況や其五、六十年前の昔でさへも、犯罪中最も憎惡すべき、而も重罪の刑にのみ限られて居ると云ふことに注意して貰ひたい。而して其他、何處の國に笞刑を認めたる刑法がありますか。蠻文蠻法を草し。蠻見蠻論を唱へ、蠻刑を蠻持せんとす。我れ其何の故たるを知らずである。其他論者の引用せるものは、多くは殖民地若くは蕞爾たる一小邦にして、殆んど例にはならないのであります。冷笑熱罵に長じたる鈴木氏丈ありて、其小川滋次郎氏に對する當り方は随分凄いものである。姑く氏の筆鋒を藉りて云はんか、『夫れ笞刑は東洋最古の刑制なり、五六十年前には英吉利王國にも亦其制あり、我れ得て之を摹倣せんとす。曾て小川氏を駁して摹倣の非を鳴らせしも是は之れ一時の戲言耳、由來法律は摹倣に成る、我れ今遠く幾萬年前、近く五六十年前の舊夢を追憶して、摹倣の情禁する能はず、茲に笞刑の法を立つ、畢竟立法の價値は古色蒼然たる

に在り』と云ふべき所である。斯の如き論を立てて、揚揚として得色あるに至ては、寧ろ論者の爲に惜まざるを得ないのであります。

殖民地の
答刑制の

四 殖民地の答刑制

又鈴木氏は頻に殖民地の法律を引いて論じて居りますけれども、歐洲文明國が殖民地に對する政策は、行政にまれ、司法にまれ、立法にまれ、唯自國の利害を念頭に措て殖民地其ものは丸で眼中に見ないのであるから、之は例にも何にもなりはしませぬ。文明の假面を被て能くもあんな亂暴なことが出来るものかと驚くの外はありませぬ。英國が其殖民地なる濠洲のニューサウスウエールズ、タスマニヤ、ニュージラランド、ウキクトリヤ、クウキンストランドや、又は香港だとか、英領東印度だとか、英領ギアナダとか、亞弗利加のゴールドフォーストだとか、加奈多だとか云へる所に、或種の犯罪に限り、而も罪狀最も悪むべき犯罪に對し、附加刑として、稀には主刑の分もありますけれども、答刑を行ふて居る例を引いて、さも歐洲の文明國は盛んに

答刑を採用して居るかの如く吹聴するに至ては、論者の大膽に驚かざるを得ないのであります。而して獨逸の保護領地としては、東亞弗利加カメルン、トローゴや、膠州灣の例を引いて居る。私は膠州灣の如き租借地に自國の主權を行ふことさへ一の問題と思つて居る。而して又蘭領東印度、丁抹、諾威、瑞典、智利、等の法律をも引用せられて居りますが一一は駁しませぬ。日本が丁抹や諾威と立法方針が同一であるからと云つて、餘り誇りともなりません。論者は全體臺灣を何と見て居るのであるか、『罰金及答刑論』なる著書に依れば、全く同化主義を否定して居るのである。『刑制統一論ハ即チ殖民地ノ同化主義ヲ前提トナスモノナルヲ以テ、若シ斯説ヲ貫徹セントセバ、殖民地百般ノ施設ハ其機宜ニ適スルト否トヲ問ハズ、悉ク母國ニ則ラザルベカラザルニ至ラン、斯ノ如キハ刑制ノ危機ニアラズシテ寧ろ殖民政策ノ危機ト言ハザルヲ得ズ』と論じて居る。之が答刑論の唯一の理由とせられて居る。二十七八年の役に於て新に我領土に歸し、帝國の版圖に入りたる臺灣に對し、同化不能の見地に立ちて法を行ふとは何事であるか。論者の如きは、國家の

臺灣に於ける答刑處分例を評す

統一を喜ばないものであつて、國家の前途を阻害するものと云はねばならぬ。臺灣に在住せる多くのものは、漢族たるに違ない。乍併善美なる政治法律の下に之を馴致し、善良なる風俗習慣の下に之を養成し、薰育同化して大和民族たらしめ、天下一君、四海一國、春風和氣の間に、何事をも統一し、綜攬して、延長したる、擴大したる、日本帝國の實を擧げて往かなければならぬ。是が我帝國の國是であります。而して何物か能く統一の實を擧げ得べきかと云へば、法律に若くはなしである。獨逸帝國が民法を制定したるは、聯邦統一の必要上より起りたるものにして、近時伊太利が新に刑法を改定したる理由も意味は同じである。同國の諸地方に行れたる『サーデニアン』『タスカン』『ニーポリタン』の三法典を廢止したるは、全國民を擧げて、同一法律の下に支配せんが爲めに出たのである。是故に我輩の見る所を以てすれば、帝國政府の孜孜として努めざるべからざる所のものは、臺灣をして漢族的日本國とせずして、乃ち別國とせずして、大和民族的日本國に同化せしむることである。何時までも、繼子扱ひをして親の難有味を感せしめぬような政策

を執てはならぬ。亦帝國の威信、帝國の光榮を傷けてはならぬ。習ふよりは馴れよと云へる諺もある如く、始めの程は困難であつても、因襲の久き、自然に馴致して、不知不識の間、次第に同化するは人情の自然である、然るに故らに劃然たる區別を立てて、政令法律に畛域を設け、別人を以て之を遇すると云ふに至ては、好んで同化を遮ぎる政策を施すものであつて、同朋相軋るの種を蒔くものと云はねばならぬ。而して殖民地と領地とを混交して、政令法律を二途に採るは、取りも直さず國民に階級を設くるものであつて、實に國家の大患と云はねばならぬ。是故に我輩は飽までも刑制統一論の下に論者の反省を促すものであります。論者は刑罰の効驗を説て、一に受刑者の感應如何にありとし、依て以て臺灣に管刑の必要を説くものなれども、之は甚た六ヶ敷注文であつて、若しこんなことを云ふならば、内地でも同じことではありません。百人百法、千人千法を要する譯であります。

五 學者の意見

見 學者の意

臺灣に於ける管刑處分例を評す

論者は多くの學者の説を紹介して居る。エールステットとか、フットウアルテルとか、クラインとか、フルドグロルアン、ストラップとか、レホロウキツツとか、ネヨルネルとか、スーロツセルとか、ロンブローとか、隨分澤山に陳列して店を飾て居る。然れども如何せん、是等學者の説は、一も傾聴を拂ふに足るべきものなしである。我輩は一一之を評到して見よう。

一 エールステットの説は、自由刑は犯人をして長く其職業を失はしめ、再犯の誘因となるの弊害あれども、笞杖刑は久く其業務を廢棄せしむることなく、執行後直ちに職業に復歸せしむることを得せしむるの利ありと云ふのである。然れども、此説は刑罰は必ず即時に終了せしめねばならぬと云ふ論でありまして、千差萬別の犯罪に對する刑罰論として殆んど理由をなさぬのであります。笞杖刑の如き、即時に終了せしめ得べきもの計りで、刑の目的は達せられるものではありませぬ。乍併、若し刑罰即了主義がそれ程結構であるならば一切の自由刑は全然之を廢止して、笞杖刑を以て之に換へてはどうである。

二 フットウアルテルの説は、笞杖刑は未だ全く墮落せざる犯人をして、老猾なる故參犯人の惡感化を避けしむるの利益ありと云ふのである。成程、論者の説の如く、初めて犯罪人となりて獄に投せられたるものは、固より未だ全く墮落したるものではない。故に彼等をして故參犯人の惡感化を受けしむるに忍びずと云ふは、人情論として我輩も異議なしである。然れども刑罰の觀念は人情と正義との調節を保つにあるのである。罪を憎んで人を惡まずと云ふの人情論より推せば、人は決して刑せらるべきものでない。然るに論者は笞杖刑には之を忍ぶと云ふのである。矛盾ではなかるまいか。要するに此説は人情論より笞刑を以て自由刑に代へ、無制限に笞杖刑の利益を説くのであつて、極端に云へば監獄を否認することになる。況や、監獄を以て惡感化の場所と論するのであるから、凡ての自由刑は惡人を惡所に導く譯になるのであるから、監獄制度を認むる法制は申譯のないことになる。

三 又斯う云ふ説もある、家庭は人倫道義の支柱である、而して自由刑は

長く家庭と分離せしむるものであるが、笞杖刑には此弊がないと云ふのである。家庭の人倫道義の支柱たることは云ふまでもない。然れども、罪を犯して人倫道義の支柱たる家庭に團欒することを許されないので、即ち刑罰である。故に家庭と分離するの苦痛を再びせざるようにせねばならぬと云ふ警戒の心を犯人の頭に刻み込むのが刑の目的である。斯の如くにして因て以て遷善改過の實が擧げ得らるのであります。故に若し此心配あるが爲めに、笞杖刑を以て自由刑に換へんとするのならば、重輕の犯罪、悉く笞杖刑に據らなければならぬ筈ではありませぬか。要するに、前説と同じく監獄廢止論に外ならぬのである。大は叛逆謀殺等の重罪より、小は罵詈放歌等の微罪に至る迄、悉く笞杖刑を以て制裁せんとするのである、抑も如何なる方法に於て、又割合に於て、之を行ふて往く積りでありませうか。

四 クライインの説は、自由刑罰金刑は、犯人殊に妻子及債主に損害を及ぼし、猶ほ扶養責任者たる戸主の入監と共に家族は衣食に窮し、竟に犯罪

若くは賣淫を行ふに至るは、吾人の日常目撃する所なり、然るに笞杖刑には更に此等の憂なしと云ふのである。然れども戸主の入監と同時に、家族の衣食に窮する極、竟に罪を犯したり、淫を賣つたりすると云ふことは、餘り屢見る例ではありませぬ。好しや稀に斯様なることがあつたとした所で、國家の刑罰はそこまで心配をして居る譯には行きますまい。刑の執行後に於ける犯人の家族の前途まで心配しては、貧民には到底刑罰を科することは出來ないことになる。能く能く罰せねばならぬ場合には、國家は扶養の義務を負はねばならぬことになる。斯る窮屈なる刑罰は何處の國にもありませんまい。

五 フルドグロールアン、ストラップの説は、笞杖刑は、感應迅速なる刑罰なるを以て、粗暴、殘忍、卑劣、の性情を有する者に向て最も適切なりと云ふのである。乍併、感應迅速なる刑罰は其效顯の早きと共に、其苦痛も又早く消散するものでありますからして、犯人の念頭には、喧嘩をして臀部を擲られた位しか感じはしなまいと思ふ。尻をぶたれても屁とも

思はぬやうになります。效顯ある刑とは申されませぬ。加之粗暴、殘忍、卑劣の性情を有するや否やは裁判所之を判断するの權能なきを以て、如何にして之を知り得べきや。裁判所は犯罪事實判断の前提として、先づ犯人の性情を判断する所謂人相判断をもやらなければならぬことになり、特に此説は一般的に、無制限に笞刑を認むると云ふのでもなく、又犯罪の性質によりて笞刑を施すと云ふのでもなく、全く人の性情によりて笞刑を施すと云ふのであるから、前數説に比し、更に多くの無意味、不條理が含まれて居る。

六 レホロウキッツの説は、刑罰は威嚇的効力を必要とす。故に自由刑に依て刑罰の目的を達し難き事情あるときは、笞杖刑を保存すべしと云ふのである。刑罰果して威嚇的効力のみによりて其目的を達し得べきや否やは頗る問題である。苦中に滋味あるこそ寧ろ刑の本旨である。先づ其れは其れとして、此説は自由刑によりて、刑罰の目的を達し難き事情あるときに限り、笞杖刑を保存すると云ふのであるからして、矢張前説と

同じく、刑罰の目的を達し難き事情の有無を各犯人毎に裁判官に於て前提的に認定せねばならぬことになる。而も之を認定し得べき適當の道あるにあらず。又斯る權力を裁判官に附與せらるべきものでもありませぬから、何等の意味をも爲さざる説であります。

七 ネヨルネルの説は、笞杖刑は各犯人の性質に應じて、程度を異にすることを得べしと云ふのである。此説は笞杖刑執行の程度を犯人によりて異にすることを得ると云ふに止まり、寧ろ笞杖刑は寛嚴其均一を失ふことを表明するものであつて、決して之を以て、良刑なりとする理由とはならないのみならず、執行の不均一を證明するものであります。

八 スーロツセルの説は、笞杖刑は親が子を鞭撻すると一般、一種の懲治處分なりと云ふのである。是れ甚だ佳し、然れども、此説の如くせば、笞刑は穩かに之を行ひ、温かき手を以て、慈母が赤子を撫するが如くに打つのであつて、家庭懲治の處分と同じことになつて、國家の刑罰權と私法上の親權とを混交することになりはせまいか。

九 ロムプロゾーの説は、笞杖刑は之を微罪に對し、近世の文明と調和し得べき程度に於て執行せば、短期自由刑の秀逸なる代用便法なりと云ふのである。此説は之を行ふ範圍を微罪に限り、短期自由刑の代用便法に供すべしと云ふのであるからして、笞杖刑を以て、古今第一の良刑なりとするのではない。代用便法乃ち所謂の換刑處分と見て居るのである。従て笞刑良刑説とは、相容れざる説であります。

十 ジロール教授の説は、殖民行政制度としては、宜く笞杖刑を再興すべしと云ふのである。要するに殖民行政政策を以て、刑事法の法理を蹂躪し、行政と法律とを以て、一切無差別としようと云ふのである。此説は刑罰法の原理より出でたるものでない、採るに足らずであります。

論者が金城鐵壁と頼める學者の説も、詮し來れば條理も立たず、論理も貫かぬのであります。法理上一貫したる主張は毛頭ないのである。中には論者自身の所論と副はざる矛盾の點さへも數限なくあるのであります。論者にして刑罰は總て笞刑に依るべしとの旗幟を翻し、絶對的に監獄廢止を絶叫せざ

る以上は、論旨は立ちませぬ。監獄を犯罪學校なりと云ひつつ、笞刑を或る微罪のみに限らんとし、全然監獄を否認することを爲さず。又笞者耻也所以薄懲示辱發耻心也と云ひつつ、此格言の應用を臺灣にのみ限り、思ひ切つて内地に及すことを爲さず。論に確信なきこと斯の如し。又論者にして、笞刑を以て、習慣にも背かず、人情にも戻らざる良刑なりとせば、何が故に其適用の範圍を爾く狭く爾く縮めるのであるか。我輩は茲に繰返して云ふ、笞刑は殘忍苛酷の蠻刑にして人道と容れず。遷善改過に導かずして頑迷不靈に陥らしむるものであつて、國家刑罰權の基本を紊亂する之より太甚きはなしと。而して更に進んで論者に告ぐ、古代に行はれたる罪人征伐主義を夢想しての論ならば、笞刑よりは一步を進めて、何が故に死刑を唱道しないのである。如何に臺灣の立法なればとて、餘りに亂暴なことは止めて貰ひたいものであります。

六 政策上の意見

要するに堯舜時代に笞刑の制度あり、五六十年前に制定せられたる英吉利に笞刑の法律あり。殖民地の多くは笞刑を是認せり。一部の學者も笞刑論を唱道せり。故に笞刑は良刑なりと云ふのである。上來の攻撃に依り、最早此に再び繰返すの必要はありませぬが、別に笞刑の立法に、政策を加味して論じて居る點がありますから、之をも少しく評します。

其一は人情習慣論、付殖民地主義とでも申すべきものでありましょう。前に述べて置きましたが、斯う云ふのです。『臺灣ニ在住スル漢族ノ状態ヲ見ルニ、其人情風俗ニ於テ、世運ノ進度ニ於テ、之ヲ内地人ニ比スルニ其懸隔管ニ雲泥ノ差ノミナラズ、然ルニ是等種族ニ臨ムニ、尙依然トシテ内地ト同一刑法ヲ以テスルハ事ニ益ナシ』と云ふのである。而して刑制統一主義を以て迂なりと云ふのである。然れども、帝國の體面として、又目的として、新に加はりたる領土に對し、我皇の仁風慈雨に浴せぬ、刑制の如きも、成るべく之を統一して、内外表裏の分げ隔てなく、公平に平等に行つて往かなければならぬと云ふことは、天下何人も異議

はあるまいと思ひます。新附の領土は名に於てのみ帝國の一部であつて、政令法律の上に於ては、別乾坤となつて居るやうなことでは誠に心細きことであります。忠君愛國の精神を養成するに於て、内地の人に比して一層切實を感せしめねばならぬ新領土人民に、斯様なる取扱を致しましては有終の美果は收め得らるるものではありませぬ。斯の如きは全く殖民根性であつて、建國の大事業を經營するものの敢てせざる所でありま

す。抑母國が新領土に對する施政の大方針は何でありましょうか。其國を以て自國たらしめ、其民をして自國民たらしむる、乃ち普天之下、率土之濱、王土王臣の實を擧ぐるにあるのであります。國內に別天地を作り、別人民を作ると云ふことは決して其目的では無いと思ふ。固より新附の領民でありますからして、初の程は政治を施すにも、法律を行ふにも、困難であるには違ない。乍併歸着すへき彼岸は定まつて居ります。新領地とか、殖民地とか云つて、統一主義の下に同化せしむることは決して

出來ないものであると諦めて、乃ち之を前提に置いて、見限つて仕舞ふ様な考ならば、寧ろ我輩は斯る厄介物は脊負ひたくないものであります。統治上、至極困難であると云ふことは能く分つて居る。併しながら到着すべき彼岸は打つて一丸となしたる自國——自國民を作るにあるのであるから、之をなす最善の方法を講ずるは、急務中の急務であります。而して法律的統一に若くはなしとは我輩の宿論である。前にも云ふ通、獨逸でも、伊太利でも、總て法律に依て統一の目的を達せんと心掛けて居ります。但英吉利が香港の漢族に對する、獨逸が膠州灣の漢族に對する特別の立法方針は、例外であります。然れども我國が臺灣に臨むに、彼の筆鋒を以てすることの當否は改めて論ずる迄もなきことであります。若し夫れ、臺灣を以て香港若くは膠州灣と同視するが如きは、偶、以て帝國領土の基礎を危ふする所以である。一視同仁は道義の源泉にして法律の前には平等なりとは法理の大道である。此時に當り、我臺灣理事者は何處何處までも、之に反對して、臺灣在住の漢族は同化せしめない、母

國民同様の仁恵には浴せしめないと云ふのである。實に誤解の太甚きものなりと思ふ。

右の次第でありますから、匪徒刑罰令、阿片令、蕃地規則の如き、總ゆる特別法令は漸次に之を廢止して以て、理事者は政治上の成績を擧げて往かねばならぬ。況や六十三號の有効期限は既に盡きんとして居る。自然に廢止せらるべき運命を有して居るのである。然るを、今之あるが爲めに答刑例に不思議なしと云ふが如きは、益々以て別天地主義を推し廣げんとするものであつて、併せて又六十三號を無期限に繼續せんとするものであつて、好んで母國と離隔せしめ、又法制の統一を阻害せんとするものと云はねばならぬ。我輩が曾て屢々六十三號の危險論を衆議院に於て絶叫したるは、抑も斯る弊害の助長を恐れたからであります。

其二は監獄弊害論、其説に曰く、『輕微ノ犯罪ヲモ尙自由刑ニ處シ以テ監獄ニ投セシメンカ、刑罰ハ管ニ其目的ヲ達セザルノミナラズ、却テ同監兇豎ノ感化ヲ被ムリ、愈不良ノ性ヲ養ハシムルノ惡結果ヲ見ンコト、

臺灣に於ける答刑處分例を評す

既ニ多數識者ノ認ムル所ニシテ、監獄ヲ呼ンデ犯罪學校ト做スモノ實ニ之ガ例證タリ』と云ふのである。そこで明治三十年度より同三十五年に至る統計を示し、受刑總數五千六百五十四人に對し、再犯以上のもの七百二十三人、乃ち百人に對して十三人弱の割合を示せるは、畢竟監獄の利目なき證據なりと云ひ、笞刑は之を救治し得べき良刑であると論して居る。乍併、監獄の利目ありや否やは、監獄其者の良否にもよるべく、又司獄官其人の手腕にも關係があるので、強ち監獄が悪いから罪人が殖えるものとは云へませぬ。又笞刑を以て之に代ふれば、罪人が減ると云ふの論結も決して生じませぬ。又こんな統計で、監獄を否定することが出来るならば、内地は勿論、世界萬國恐くは監獄を否定せねばならぬ道理ではありませぬか。畢竟するに、再犯以上のものの増加する所以は、監獄制度の良否にもよりけりであるが、裁判の威信が國民——犯人に拂はれないにもよるのである。警察事務の擧らざるにもよることである。又免囚保護の道の立たざるにもよることである。決して獄弊の罪ではな

い。木を畫て獄となすも之に入らざらんことを欲するは人の情であつて、誰れか好んで囹圄の客となるを喜ぶものあらんやであります。要之、論者の如く監獄の弊害を云爲して笞刑を主張するものは、先以て監獄廢止論を唱道し、笞刑を以てあらゆる犯罪を罰し得べき利益と方法とを示さねばならぬ。

其三は財政論、一名刑事政策と云ふのであります。『今假ニ三十四年末日ニ於ケル臺灣人戸數五十四萬五千〇〇九戸ヲ以テ三十五年度監獄費ヲ除センカ、一戸ノ負擔額ハ約一圓ノ巨額ニ達セリ、誰レカ其巨額ニ驚カサランヤ、況ヤ今後疾風ノ勢ヲ以テ増加セントスルノ傾向アルニ於テオヤ、去レハ今ニシテ此等無益有害ノ弊法ニ代ルニ、適當有效ノ刑制策ヲ建テントト、又當ニ刑事政策必須ノ問題タリ、而シテ獄費ノ増加ハ入監人員ノ多キニ基因ストセハ、之カ救濟策タル一ニ入監人員ヲ減少セシムルノ外ナシ』と云ふのである。成程、國家が罪囚の爲めに巨額の金を擲つことは喜ばしき現象では無い。乍併之は國家としては止むを得ざるの

事柄であつて、何れの國と雖も、免れざる所である。勿論笞刑と死刑とで一切の事件を片付けることになれば、監獄は無用に相違ない。然れども、斯くの如きは到底望んで得べからざることでありませぬ。効顯なき笞刑を以て、自由刑に代へ、罪人は執行即日より常人となり、何等心的苦痛を感せず、良民は如何して安眠せらるべきか。金の爲めに獄制を喜ばぬと云ふは、取も直さず金の爲めには良民の迷惑には頓着せぬと云ふこととなる。亂暴なる財政政策ではありませぬか。

又論者は、或微罪に限り、笞刑を行ふと云ふ。律令の示す所に依れば、主刑は三月以下の重禁錮の者、主刑又は附加刑の罰金は百圓以下に處せらるべき者に限られてある。斯る輕微の刑に處せらるる者が年年臺灣に幾人あつて、而も此短期刑の者ばかりが、厄介の代物であつて、再犯以上は大抵這種の人に限られて居る、而して改過遷善の見込なきものも又這種の人に限られて居る、それ以上の重き罪囚は、却て監獄の利目があると云ふ證據と理由とを示すがよろしいではないか。併、之は一步を讓

ての論である。全體何たることである。堯舜の法であるとか、聖人の刑罰法であるとか、監獄以上の效を奏するとか、監獄は犯罪學校なれども、笞刑は薄懲して辱を示す所以て刑の効顯著大なりとか、國家多端の際、笞刑を行へば財政上の利益があるとか、誠に大層なる看板ではあるが、それなれば、何故に之を微懲たる刑にのみ限つて、更に推し廣めて重大なる犯罪に當行せないのでありますか。

要するに鈴木氏の政治的の意味より立論したる點も、斯く論じ來れば、丸で形なしである。我輩は最早他に多くは申しませぬ。

七 結 論

思ふに斯の如きの刑罰法にして、帝國議會に現はれしならば、大反對を受けて、逆も成立すべきものではありませぬ。現に新刑法案が提出せられた折には、贖金制度さへも、貴族院に於て、非業の最期を遂げたのである。まして況や之よりも甚しき、而も殘忍苛酷なる笞刑などと云ふ刑制が、歡迎へ

らるべき筈がありません。然るに立法委任の法律あるが爲め、明治二十九年法律第六十三號あるが爲め、其委任の範圍を濫りに擴げて、さうして斯る律令を制定すると云ふことは、言語同斷の沙汰と云はねばならぬ。法律の委任は、至極便利でありませうが、斯う云ふことまでやることは、議會は決して豫期して居なかつたのであります。犯人が出る、牢へ入れる、手数が掛る、經費を要する、損失である。尻をひつ撃いて放すに若かず。又犯す、所謂る再犯だ、殺すがよろしいと言つたやうな工合で、鑿や錐で刑罰を行ひたる太古を夢想して、法律を立つると云ふことは、余りに單純で薩張しては居るかは知りませぬけれども、文明立法の面目としては如何であらうか。國民は人道を以て待たねばならぬ。法律は正義の下に立たねばならぬ。彼等が委任の範圍を無限に擴張して、而かも其期將に盡きなんとするの今日に於て、斯る律令を制定するは、全く議會を侮蔑したる行動として、斷然排斥したいものであります。委任立法の當否は我輩曾て屢屢我協會に於て、又議會の演壇に於て、論述して置きましたから、重ねては申しませぬ。法律は國家威信の由

て以て繋る所、實に世道人心に關係ある計りでは無い。實に其善惡優劣は一國の文野を映射する鏡ともなるのであります。舜典には欽哉欽哉惟刑之恤哉と云ふことがある。酷な許りが刑ではありませぬ。

諸君子、御迷惑をも顧みず、長時間を費しまして恐れ入りますが、元來此問題たる我國に於ける刑事法全體に涉れる立法の大主義にも影響し、又最も有力なる、寧ろ確定したる刑罰法理の大原則にも影響し、事體甚だ輕からざる問題であります。而して又立法委任の權限を超越し、議會が曾て豫期せざりし立法を爲しては居りはしないかと云ふ疑をも起さしむる問題となつて居ります。従て今之を其儘に放任して置いたならば、立法委任の範圍と云ふものは、遂に無限に擴大せられて、到頭立法部以上の權能を有するに至ると云ふ危険も生じて來るのであります。そこで結局新領土は、母國憲政の賜物と云ふものを享受する機會を失ふことになつて來ます。新領土に於ける人民は、我皇の化に浴すること能はずして、母國の人民とは全く異なりたるものとして、繼子扱をせられねばならぬことになりす。凡そ日本帝國には二種の國

民がある、一の國民は法律上優等人種で、他の一の國民は法律上劣等人種であると思ふ。加之斯る刑制を是認することは取りも直さず、蠻刑として一旦排斥したるものが後戻りをするのであつて、立法の退歩と云はねばならぬ。一部學者の説は採るに足らず、東洋沿革の迹に則るべからず。文明國は其本土に行はず、刑事政策論は意義を爲さず。然り而して猶且笞刑を良刑なりとし、之を行はんとするの理由果して那邊に存せりや。我輩は本論を終るに臨み、茲に重ねて之を一言して置きます。仍ほ足らざる點は、諸君の説をも拜聴して、他日論することに致します。

『人生と犯罪』を讀むの感 冷灰 江 木 衷

法律は國家が政治、經濟、文學、美術等社會百般の進歩活動に向つて生身の氣力を附與する所以の具なり。人類の實生活と相因り相依る。人生を離れて法律なるものあるべからず。若夫、法文の字句章句の間に局促して、自ら得得たるが如きは、人生を離れて、死天死地に朝昏を爲すもの、無用の長物にして人間社會の落後者なり。而も是れ我法曹界の現状たるに於て、豈に浩歎せざるを得んや。

歐米に物興せる唯物論、我國に輸入せらるるや、新説明論として學者の間に尊重せられ、國家の大學、之を以て學生に授くるに至れり。而して治外法權時代の壓迫政策と合體して、制度文物盡く此色彩を帯び來りたる結果は、今仍ほ唯物主義は我智識ある上流社會の人生觀を支配せり。人類は牛馬昆蟲と同じく唯だ唯だ自然の天則に従ひ、數萬年後を期して、寸進尺歩する機械とせられ、所謂定命説フレイムスなるもの茲に起りて犯罪責任論は遂に其根據を失し、

法律學も亦字句章句の形式に局限せらるるに至れり。而して歐米に於て、唯物主義既に倒れて、精神的新唯心論近代の思潮を成すに至れるを悟らず。偶々二三の學者、茲に着眼するものなきにあらずと雖も、純理一遍の根本論に止まり、未だ之を以て人生の實生活に應用適説せるものあるを見ず。仍ほ空論を以て之を迎へんとす。

唯物論の弊害は、世上の識者之を認むるに至ると同時に、唯物論を以て歐米の現代を風靡するものとなし、新唯心論をも併せて歐化主義として之を排斥せんとするものあり。於是、冷灰は曩に國家道德論の一書を公にし、我現在の實生活の見地より新唯心論に基きたる精神的向上發展主義を鼓吹し、就中法律と密接せる人生觀を江湖に紹介せるも、素より滔滔たる唯物的利己主義を打破し得べきにあらざるを知れり。然れども、近來我最高法院たる大審院の一角は、刑政の危機を叫び、新唯心論を以て實際に適用し、既に幾多の判例を授けたり。是れ實に死せる法律界に多大の活氣を與へたるものと云はざるべからず。而して朝野の法曹が、此判決に下したる批評に至りては率ね

文明の落後者たるの真相を暴露せるものに過ぎず。惜むべきの至なり。

『人生と犯罪』の著者、花井博士は冷灰の友なり。相親むこと二十有餘年。其人格、其主張に於て唯物論と相容れざるは、冷灰の熟知する所なり。新唯心論を根據として、直ちに之を人生の實生活に推し、生生の氣力に富めるの所自ら其抱負を見るに足るものあり。彼が公會に於ける演説、彼が法廷に於ける辯論一として此主義主張の爲めにする奮闘努力ならざるはなし。是れ他の空空漠漠、糊言塗説以て一時を僭過し去らんとするものと大に其撰を異にする所以なり。彼れ自ら此書に序して『今の刑法家、眼中果して人生問題として法廷に映するところのものありやなしや。余は吾子の健在を疑はざるを得ず』と絶叫せるは、痛絶快絶、朝野法曹の腦裏に一大鐵槌を加へたるものなり。而も冷灰も亦其健在如何を問はんとするの一人なり。甲寅秋十一月十又九

人生と犯罪終

大正三年十二月五日印刷
大正三年十二月十日發行

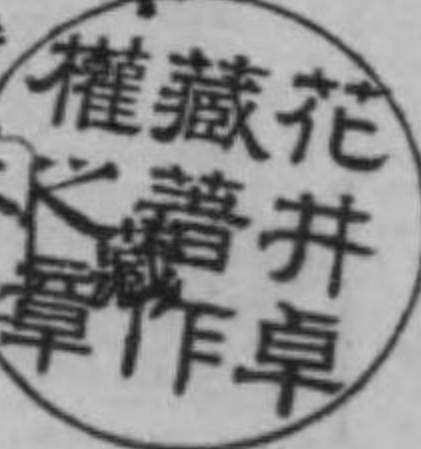
人生と犯罪

定價金壹圓貳拾錢

著 者 所
權 有

著 者
發 行 者
印 刷 者

花 井 卓
大 倉 廣 三



東京市本所區番場町四番地
東京市本所區番場町四番地
守 岡 功

印 刷 所

東京市本所區番場町四番地
凸版印刷株式會社本所分工場

發 行 所

東京市京橋區
南橋町十八番地

廣 文 堂 書 店

振替東京四六八四番
電話京橋二四六三番

見よ!! 鳥眼一瞬!
何物を瞰視透断せんとするか!

法學博士 水野鍊太郎先生著

最新刊 忙中隨感

クロース綴類美本
紙數四百頁全一冊
定價金壹圓貳拾錢
送料 金八錢

著者水野博士は先に歐洲列國を巡遊せらるゝ事前後二回、而して各國の社會、風俗、人情其他あらゆる方面を觀察し其實情機微に通達せらるゝ今や一機到來其蘊蓄を披瀝して吾人の眼前に展開せしめ、内外の事情を一時に校較して巧に我國現代數多の缺陷を指摘し是が救濟の術策に論及せらるゝ眼界宏豁、識見明達、曠然一度觸るゝ所小事と雖も必ず根元枝葉を透貫し宜しく其利害曲直を明にせらるゝ。臆鈍一度觸るゝ所小事實に本書は吾人が現時社會に雄飛すべき一大鍵論と一大覺悟とを與へ死活自在の一大妙義を開陳せられたるものは是れ萬人舉て必讀すべき一大快論也!!

大審院長 法學博士 横田國臣先生著

獨庵哲論

三版 洋裝類美本
全一冊
正價金五十錢
送料 八錢

再版 クロース綴美本
四六判 全一冊
正價金五十錢
送料 八錢

宇宙根本問題

横田博士は我邦の司法を總轄するの要職にあり。居常世故人情を透視して大に悟らるゝ所あり、該博の知識を利用して眞理を研鑽せられ、茲に漸く公にせらるゝに至れり本書は法律哲學、政略哲學、靈魂哲學、觀察哲學の四編より成れるもの也。

本書は觀察の研究如何、眞理とは何ぞやより説き起し宇宙果して始めあるか、宇宙果して限あるか世界創設如何を詳解し、更に人類進歩の趨勢、法律將來の傾向を、最後に『法學の如きは將來如何なる方針に向つて進行す可か又進行せしめざる可からざるか學者と實際家の抱負如何』に至るまで附加して論評せられたり。本書世に出で識者の研究に裨益する所蓋し尠少ならず。

町村役場に必備すべき二大名著

青木 義一先生
水野卯一那先生 共著

クロース 藤岡美本
定價金一圓五十錢

特價金一圓二十錢

事實に基きたる町村經營大全

本書は我國未だ完全なる之が解説書なくために當時者の不便
少なからず、茲に於てか當時法曹界の成績たる三先生が協力専
心本書の著述に着手せられて二年、漸く大成せるもの也。
其内容は泰西諸國の美風を我國風に合致せしめ、精神的物質的
の事實を調査し我國に適切にして模範とするに足るべき施設
經營を基礎とし町村經營のあらゆる方面より法律を斟酌して
最も懇切に記述せるものなり。

法學士 田邊好一先生著

市町村吏員提要

田邊好一先生が壹年間を費して改正市町村
制を逐條審議研究せられ漸く大成せるもの
なり。故に所説の正確確能なるは勿論何人に
も理解を容易ならしめん爲平易を旨とし且
つ市町村制關係法、戸籍法、傳染病預防法、汚
物掃除に關する法規を附し、以て市町村自治
の根本に法文以上の基礎を作り法の運用を
して公正にして中庸を得るやう詳述せる者。

●クロース製 ●定價金一圓五十錢
特價金一圓二十錢 送費十二錢

信託と仰せを徳道的治の究研

最新刊

文學博士 松本文三郎先生序文

文學博士 小西重直先生校閱

京都大學 教育專攻 田中廣吉先生著

新界の新思潮は刻一刻も止まず。然れども人類の宗教信仰の眞意を論じ信念の那邊に
存するかを究めたるもの今に稀なり。本書は此缺乏を補充せんとして公にせられたる
ものにして多年實驗せられたる心理學の立場より人間信仰心の本性を探究せんため材
を各教の教理教道史及社會人文の發達、人種の差異、思想の變遷等の資料に求め以て
少年期、青年期、壯年期に於ける宗教信仰の發現維持及び存在を闡明にし。兼て宗教
界の過去現在の趨勢に論及し精神界の將來に向て公正穩健なる斷案を下せるもの也。
而かも其内容は一々小西重直博士が嚴密なる校閱の下に漸く完成せるものなれば是れ
實に我初等教育界に一大新化をきたすもの也。

金壹圓四拾錢

送費金八錢

早稲田大學講師
法學博士
浮田和民先生著

十二版一

人格と品位

四六
クロース綴函入美本
正價金一圓三十錢
送料金十二錢

人格の觀念乏しく人間の品位を重んぜざるは現代社會の一大陷缺と謂ふべし、されば人格の修養は方今一般人士の最急要務也
本書は浮田博士が早稲田大學講師として現在及び過去に通じて數萬の子弟を訓育せらるゝに人格と品位を高尙ならしめんため、緊要なる點を倫理、道德、教育、宗教、社會の各方面より説かれたる一大雄篇なり。大方の人士よ乞ふらくは一本を座右に備へられよ。是れ實に一身一家の爲めのみならずるべし。

現代の代表的名著——高評噴々第二十一版

人間の價値

高評十二版

海老名彈正先生著

クロース綴函入頗美本
四六判 六百餘頁
正價一圓五十錢 送料十二錢

人間の價値は、人格の觀念の高潔にして人間の品位を重んずる人物によりて存す。しかれども現下社會は將に背進しつゝあるが如し、海老名先生之を大に遺憾として半生の心血を傾注せられ倫理、道德、宗教、教育、社會の各方面より現代一般人士が取るべき針路を論究せられたるもの即ち本書也。人格の修養に志すの士は勿論光輝ある生涯を送らむとするものは必讀すべき一大名著なり

高評第三版

伯 爵 大 隈 重 信 閣 下 文 序
關 國 通 員 德 貝 德 卡 姆 博 士 撰 抄
千 葉 秀 浦 先 生 著

外人の觀たる本日

洋裝新形菊判類美本
正價一圓 送料八錢

代表的名著

△事實に基ける奇抜の著述—小説的にて小説に非ず▽
天下の奇才V氏一度日本の陸を蹈むや其奇警なる觀察眼は日本人の未だ悟らざる長所を掴み出し因襲久しき間、見出されざりし短所も氏の痛切なる評論に據りて吾人の膽を寒からしむ、凡そ我國の社會、風俗、習慣、人文、娛樂、宗教、交通、飲食、風光、美術、工藝等に於ける氏の八方的着眼は實に現代長短の賞罰を以て盡せり、V氏の日本觀察は親切嚴格にして而かも趣味津津たる之れ實に當代の大文字にして又識者の好讀物なり敢て江湖に之を薦む。
△評論的にて評論に非ず—着眼の奇警意想の外にあり▽

向上榮達の一大羅針!

生存競争の最大助言者!!

文學博士 村上專精先生著

好評 五版 立志論

クロス綴四六版
五百頁類美本
定價金壹圓四十錢
送料金十二錢

本書は博士が一代の熱筆を揮て現代青年の立志敢行を論じ、吾人が今日の生活に裸一貫何等他人の援助を借らず、一身社會の風波を冒して努力し、吾人が今日の生活に陥りて荒浪をも見事に切抜ける一大勇猛心を喚起せしめ、世の不運に呪せしむる者。此書は空しく悲観する現人情の機微を摘發して言々皆悉く吾人が實踐躬行の指針たる。必讀すべき近來稀有の一大名著也。

7-3416

中江藤樹先生著

—近世の一快著—

翁

問

答

洋裝菊判全一冊
正價 金七十錢
送料 金八錢

翁問答は近世の徳行家近江聖人の心胸を披瀝せる秘著にして、その見識の大、學說の深厚、思念の切實にして論議快活、よく現代社會人情の機微を穿つ、而かも處世の修養道德の根元を説くに問答體を以てせらる、説話の脱俗圓滑なる實に先生一代の快著にして又近世の名著なり。

身を思ひ、家を思ひ、國を思ふの士にして本書を一讀せば胸中の疑惑は忽ちに氷解すべし。本書の眞價は之を窺ふものゝみ之を知るべし。

~~352~~ 326.3
~~67~~ H27

終